

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (6月14日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第20号の上程、説明	6
議案第21号の上程、説明	7
議案第22号の上程、説明	7
議案第23号の上程、説明	8
議案第24号の上程、説明	9
議案第25号の上程、説明	9
報告第6号の上程、報告	10
報告第7号の上程、報告	10
報告第8号の上程、報告	10
散会の宣告	11

第 2 号 (6月15日)

開議、散会の日時	13
出席議員	13
欠席議員	13
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	13
事務局出席者	13
議事日程	14
開議の宣告	15
一般質問	15
友 寄 景 善 議員	15

大 城 佐 一 議員	20
宮 城 良 治 議員	26
宮 城 貢 議員	29
大 城 邦 彦 議員	34
安 里 重 和 議員	40
吉 浜 覚 議員	51
散会の宣告	58

第 3 号 (6月16日)

開議、散会の日時	59
出席議員	59
欠席議員	59
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	59
事務局出席者	59
議事日程	60
開議の宣告	61
議案第20号の質疑、委員会付託	61
議案第21号の質疑、委員会付託	61
議案第22号の質疑、委員会付託	62
議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
議案第24号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
議案第25号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	67
議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	68
諸般の報告	69
散会の宣告	70

第 4 号 (6月17日)

開議、閉会の日時	71
出席議員	71
欠席議員	71
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	71
事務局出席者	71
議事日程	72
開議の宣告	73
議案第20号及び議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	73
議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	76
意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	77

閉会の宣告 79

署名議員 79

令和3年第5回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和3年6月14日
会期 4日間
閉会 令和3年6月17日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
6月14日	月	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明・報告3件
6月15日	火	本会議	午前10時	一般質問
6月16日	水	本会議	午前10時	議案第20号及び第21号質疑、総務常任委員会付託 議案第22号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第23号質疑、予算審査特別委員会付託 議案第24号及び第25号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第26号提案説明、質疑、委員会付託省略(即決)
		委員会	午後1時30分	議案第23号予算審査特別委員会(説明～採決)
		委員会	午後2時30分	議案第20号及び21号総務常任委員会(説明～採決)
		委員会	午後4時	議案第22号経済建設常任委員会(説明～採決)
6月17日	木	委員会	午前10時	議会基本条例調査特別委員会
		本会議	午後1時30分	議案第20号及び第21号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第22号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第23号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 意見書等の処理(閉会)

会期日数 4日間 本会議日数 4日間 委員会日数 2日間 休会日数 0日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
5	令和3年3月16日	「核兵器禁止条例への署名と批准を日本政府に求める意見書」を国に提出することを求める陳情書	沖縄県民主医療機関連 合会 会長 座波 政美	議員配布
6	令和3年5月18日	国保運営にあたって、コロナ禍など困窮から県民の生活を守るために地方自治の本旨に基づき、制度の改善を求める陳情書	沖縄県社会保障推進協 議会 新垣 安男	議員配布
7	令和3年5月26日	「現物給付」への国のペナルティ全廃と18歳まで子ども医療費無料制度実現子ども医療費無料制度の改善を求める陳情書	子どもの医療費無料制 度を広げる沖縄県民の 会 代表 仲里 尚実	議員配布
8	令和3年5月27日	国立病院の機能強化を求め る陳情書	全日本国立医療労働組 合愛楽園支部 支部長 東江 充	議員配布

令和3年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和3年6月14日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和3年6月14日 午前10時00分)

散 会 (令和3年6月14日 午前10時26分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10 番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 宮 城 功 光 教 育 長 米 須 邦 雄

副 村 長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 宮 城 豊

総 務 課 長 知 念 和 史 農 業 委 員 会 事 務 局 長 花 田 義 徳

財 務 課 長 真 喜 志 亮 監 査 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 佐 久 川 紀 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 知 念 和 史

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮

産 業 振 興 課 長 花 田 義 徳

建 設 環 境 課 長 新 城 寛

会 計 課 長 宮 城 敦

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第20号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
6	議案第21号	村営住宅短期貸付条例を廃止する条例	提案説明
7	議案第22号	江洲地区農道整備工事の請負契約について	提案説明
8	議案第23号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	提案説明
9	議案第24号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	提案説明
10	議案第25号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明
11	報告第6号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
12	報告第7号	繰越明許費繰越計算書の報告について	報告
13	報告第8号	大宜味村国土強靱化地域計画の策定について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（平良嗣男） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和3年第5回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（平良嗣男） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番 安里重和議員及び1番 大城佐一議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（平良嗣男） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月17日までの4日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から6月17日までの4日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（平良嗣男） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しをください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（平良嗣男） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(宮城功光村長 登壇)
- 村長（宮城功光） おはようございます。
行政報告の前に議員及び村民に御協力とお願いを申し上げます。
昨年1月に発生しました。新型コロナウイルス感染が発生し、世界全てに大きな問題となっています。
本村においては、新型コロナウイルス感性症を防止するために令和2年3月6日に大宜味村新型コロナ

ウイルス感性症対策本部会議を立ち上げ、去る6月11日まで70回の本部会議を開催して、対策をしてきました。本村では、昨年8月8日に最初の感染者が発生し、今年5月17日まで13名の発生がありました。重症者もなく、村内感染ありませんでした。村民の皆様には、感染防止対策のための会議や行事の中止、規模縮小・外出自粛等のお陰で感染がなかったことと感謝を申し上げます。

さて、村ではワクチン接種を推進していますが、5月末現在65歳以上の1回目の接種が670名で、6月10日現在2回目を終えた方が328名です。7月末までの65歳以上の接種率は80%以上の目標としています。

また、副反応を気にして、接種を受けないとしている方には区長さん方の協力をお願いするとともに、防災無線や広報を活用して呼びかけていきたいと思えます。

65歳未満の基礎疾患のある方は6月末から順次接種券の発送をする予定です。私は、5月18日から県外出張のため、村診療所にPCRの検査調整の際、ワクチン接種について話したところ医師会病院での接種が可能とのことで、5月2日と24日に接種を終え副反応は全くありませんでした。

では、3月定例会後の行政報告を行います。

4月7日に中学校、8日に小学校の入学式があり規模縮小での開催となりました。

4月20日にやんばるの森ビジターセンターで芭蕉布の展示式があり、平良敏子先生自ら着物の説明をいただき、マスコミ関係者にPRをしていただきました。

26日、パラリンピック競技の瀬立モニカ選手が塩屋湾での3か年間の練習を終え引き上げることになり、クガニメダルを獲得してほしいと寄せていただいた支授金の贈呈をしました。

30日には、49年お世話になった庁舎に対し全職員で庁舎のお礼祈願をしました。

5月6日には、仮庁舎での業務開始の祈願をしています。

その他につきましてはスケジュール表を御参照願います。なお、発注しました公共工事について配布しているので御参照下さい。

以上で行政報告を終わります。

○ 議長（平良嗣男） これで行政報告を終わります。

◎議案第20号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免措置について、令和3年度引き続き継続するにあたり、本条例を整備する必要があるため、この案を提出する。

なお、説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第21号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第6 議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例
上記の議案を次のとおり提出する。

令和3年6月14日提出

大宜味村長 宮城功光

村営住宅短期貸付条例を廃止する条例

村営住宅短期貸付条例（平成15年条例第5号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

大宜味村字喜如嘉750番地1の土地及び建物の権利の譲渡に伴い当該施設の管理を定める本条例を廃止する必要があるため、この案を提出する。

- 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第22号の上程、説明

- 議長（平良嗣男） 日程第7 議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

- 村長（宮城功光） 議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約について

江洲地区農道整備工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 江洲地区農道整備工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金8,610万8,000円
- 4 契約の相手 大宜味村字白浜442-657
有限会社 山城建設
代表取締役 山城 小代美

令和3年6月14日提出

大宜味村長 宮城功光

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

本工事は、農道整備をすることで、通作条件の改善、農作業効率の向上を図り農家の所得安定に寄与することが目的で実施いたします。

工事場所は大宜味村字白浜地内、東村字慶佐次地内、工事概要、農道整備工事L=1,321mとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第23号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第8 議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）

令和3年度大宜味村の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,527万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億3,152万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、副村長のほうから説明いたします。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

（島袋幸俊副村長 登壇）

○ 副村長（島袋幸俊） おはようございます。

議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の概要を説明します。

今回の予算の補正は6,527万5,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明します。予算書の1ページをお開き下さい。

1 款村税544万3,000円の増額ですが、固定資産税によるものです。

14 款国庫支出金5,228万2,000円の増額ですが、主に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金によるものです。

15 款県支出金551万6,000円の増額ですが、主に沖縄県市町村支援事業補助金によるものです。

16 款財産収入126万6,000円の減額ですが、定期預金利子によるものです。

18 款繰入金340万円の増額ですが、結い基金繰り入れによるものです。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開き下さい。

人事異動等に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、歳出全般にわたる職員人件費の補正につきましては、説明を省略させていただきます。

3款民生費915万2,000円の増額ですが、主なものとして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援給付金事業によるものです。

6款農林水産業費538万5,000円の増額ですが、主なものとしてシークワサー加工施設備品購入費によるものです。

7款商工費4,946万円の増額及び10款教育費641万6,000円の増額の主な理由としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業によるものです。

以上が歳出の主な概要です。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で担当課長より説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第24号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第9 議案第24号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 議案第24号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）令和3年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,048万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、歳入で5款県支出金1万3,000円の増、歳出で1款総務費30万6,000円の減、2款保険給付費1万3,000円の増、10款予備費30万6,000円の増となっています。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○ 議長（平良嗣男） 日程第10 議案第25号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 議案第25号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 令和3年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。
(歳出予算の補正)

第1条 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第1表歳出予算補正」による。

令和3年6月14日提出
大宜味村長 宮城功光

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

- 議長(平良嗣男) これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第6号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第11 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について
令和2年度大宜味村一般会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月14日提出
大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎報告第7号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第12 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

- 村長(宮城功光) 報告第7号 繰越明許費繰越計算書の報告について
令和2年度大宜味村簡易水道事業特別会計予算の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月14日提出
大宜味村長 宮城功光

よろしく申し上げます。

- 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎報告第8号の上程、報告

- 議長(平良嗣男) 日程第13 報告第8号 大宜味村国土強靱化地域計画の策定についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長(宮城功光) 報告第8号 大宜味村国土強靱化地域計画の策定について

大宜味村国土強靱化地域計画を別紙のとおり策定したので、大宜味村議会の議決すべき事件を定める条例(平成26年条例第24号)第4条の規定により報告する。

令和3年6月14日提出

大宜味村長 宮城功光

内容につきましては、総務課長のほうから説明いたします。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

(知念和史総務課長 登壇)

○ 総務課長(知念和史) では、説明申し上げます

本計画は、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が公布・施行され、平成26年に国の計画である「国土強靱化基本計画」が策定され、平成31年3月に沖縄県の計画である「沖縄県国土強靱化地域計画」が策定されております。

本村におきましても、国や県の強靱化計画を受け、村内において今後想定される大規模災害を見据え、事前の防災に必要な対応により減災を図り、村民の生命財産を守り、村の持続的な成長を実現することを目的に「大宜味村国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

お手元にお配りしました計画書の2ページになりますが、計画策定の基本的な考え方でございます。こちらは村の総合計画と整合性を図りつつ、3ページからの基本目標、方針につきましては、国、県の計画を踏まえた記載の内容となっております。

次に、21ページ、脆弱性の評価になります。事前に備えるべき目標及びリスクシナリオにつきましては、22ページの表のとおり8つの事前に備えるべき目標と、43の起きてはならない最悪の事態を設定しており、国、県の計画と整合性を図りつつ、大宜味村の現状に合わせた内容となっております。

25ページに、リスクシナリオを回避するために必要な推進方針、別紙2にリスクシナリオに対する推進施策一覧を、別紙3に個別事業一覧を取りまとめておりますので御参照ください。

説明は以上となります。

○ 議長(平良嗣男) これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長(平良嗣男) 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

(午前10時26分)

令和3年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和3年6月15日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年6月15日 午前10時00分)
散 会 (令和3年6月15日 午後4時05分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真 喜 志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐 久 川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

○ 議長（平良嗣男） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎一般質問

○ 議長（平良嗣男） 一般質問に入る前に議長からお願いしたいことがあります。

1点目に、議員はおのずからの質問のある発言じゃなければなりませんのでよろしくお願ひしたいと思ひます。例えば議場の秩序を荒らしたり、品位を落とすものであったり、個人のプライバシーまたは他人の私生活に関する発言までは許されるものではないこと。

そして2点目に、発言者は自らの発言に責任を持つことが要求されます。発言の内容については、自己の正義的、道義的責任を問われることもありますので、よろしくお願ひいたしまして、これより日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

◇ 友 寄 景 善 議員

○ 議長（平良嗣男） 初めに4番 友寄景善議員の一般質問を許可します。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村長にお伺ひします。

村民が待ち望んでいた大宜味村での新型コロナウイルスワクチンの集団接種が、65歳以上の高齢者を対象に去る5月20日からやっと開始され、ほっと一息ついたところですが、しかし、5月15日発行の沖縄タイムス及び琉球新報の新聞報道によると、村長自身への接種は村内の集団接種日より18日も早い5月2日に個別接種を済ませたとの報道がありました。

集団接種を待つことなく、なぜ個別接種をしたのか。その根拠、理由及び手続方法等経緯をお伺ひします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

接種した根拠、理由及び経緯につきましては、4月の末、県町村会の担当職員と調整があり、5月18日から20日まで東京でのダム関係協議会の理事会及び総会に出席するため、PCR検査が必要であるということで、村立診療所に相談の際にワクチン接種についても相談したところ、医師会から5月2日の接種が可能とのことで第1回目の接種を受けました。2回目を5月24日に受けました。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 私はですね、今のこのコロナ禍の状況において、村長の答弁を聞いて、私は自己中心、自己優先の接種じゃないかというふうに大変失望しております。大宜味村のトップとして、これからの大宜味村の行政運営について、懸念、危惧を抱いているところです。今後の村政運営について、このままで本当に大丈夫なのかと、そういう気持ちを持ちました。村民の命、健康を守るのが村長の大きな仕事の一つだと思います。村民を優先して接種させ、村長は後回しでもいいからと、そういう気持

ちにはなれなかったですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答え申し上げます。

私は、5月、6月と全国大会が頻繁にある関係で、何とかできたらという思いでただ軽く相談したところ、医師会のほうでできますよというふうなことであったわけです。もし、私が東京へ行って感染でもしてくると業務が停滞する。2週間ぐらいの業務停止になる可能性もあるわけですね。その辺も接種した後から、やはり村民の中には今接種をしないという声も多々聞こえます。その辺はなぜかといいますと、やはり副反応があるとかというふうな声もよく聞かれております。その経緯を村長自ら知るといっても大変重要なことではないかな。接種を受けてどうであったか、副反応があったのかなかったのかということをしかりと、私は村民に伝えて、接種を考えていない人にもぜひ接種をしていただきたいという思いで、接種をした後にそういう判断をしたところであります。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 天皇陛下の所属する皇室、皇室は6月1日から接種を開始したと、今月1日からですね。個別については個人情報ですから公表はできないけれども6月1日から始まったと。東京都の小池知事、東京オリンピックを間近に控えて、大変忙しい立場であります。小池東京都知事も65歳以上の高齢者ということで居住地で接種しています。個別接種ではないです。6月5日に接種しているんです。大宜味村長に遅れること一月以上たって接種しているわけです。やはりそこは、東京都知事だからということで、特別に接種するわけではありません。そこはやはり小池知事が日頃から言っておられる都民ファーストの心があって初めて6月5日の接種になっただろうと思います。村長もこういうところはぜひ見習ってほしいというふうに思いました。

今、私、新聞を沖縄タイムスと琉球新報、5月15日発行を持っております。もう御存じだと思いますが、県内の7首長の優先接種という見出しということで、7首長のワクチン接種のことが書かれておりました。他の首長の接種については、私は理解できます。ところが大宜味村長の個別接種について、これを読んで私は本当に愕然としました。あってはならないルールを破って、強引に手続を進めたのではないかという懸念が生じてまいりました。この新聞報道をちょっと読み上げますと、村長は東京出張と村の65歳以上の集団接種日（5月20日）が重なったため、村立診療所と北部地区医師会に相談。ワクチンに在庫があったため2日に接種したという。集団接種日は29日と6月24日にもあるが、宮城村長は県外出張も多く一日でも早く接種したかった。率先して受けることで接種を不安に思う村民に安心して接種できると呼びかけると述べたと掲載しております。先ほど東京出張というふうにありましたけれども、必ず20日でなくてもいいわけなんです。2回、3回とあるから。その20日の東京出張を理由にして早めに接種したというのも私はどうかなというふうに思うわけです。今、コロナ感染者が蔓延している状況で、人流の抑制を抑えるのが行政の大きな努めです。不要不急の外出も自粛要請されておりますし、県をまたぐ移動も自粛される。国民は、この大きく変わった日常生活にストレスを感じて大変な生活をしているわけです。やりたいこともできない。仕事も失い、会社も倒産すると、そういう厳しい状況であって国民は苦しい生活を余儀なくされています。東京に住んでいる家族が沖縄県にいる親の死に目にも会えない、葬儀にも参列できない。今でも線香できない。こういう状況、県外をまたぐ移動もできないような状況で出張が多いということは、本当に状況を的確に把握していないのではないかというふうに思っております。村長、先ほど答弁がありましたが、県外出張も多いからワクチンをするとか、そう

いう答弁でありましたが、一般村民、国民からすると、これは首長の勝手なわがままな行動ではないかというふうに思わざるを得ないわけです。

それでは次にお伺いしますが、村長は既に2回のワクチン接種を終えたようですが、今後、県外出張についてもう心配はないんですか、どういうふうな認識を持っておりますか。お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっきも答弁しましたように、恐らく医師会から発表されたワクチン接種1回で94%の確率、2回で100%の防止をする確率があるというふうな報告をされました。そういう意味では、やはり私は県の役員もしている関係で行かざるを得ない。最近、自粛の話が出ておりました緊急事態宣言になって書面決議というふうな感じで取りやめになったりしておりますけれども、今後もやっぱり、そういう6月、7月と……、もう6月はないんですけれども、7月ごろに要請行動があるというふうに聞いております。そういう面ではやっぱりワクチン接種をしているおかげである程度安心感が持てるかなというふうな思いで、できるだけ要請行動はやっていきたいなというふうに考えております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ワクチンを接種したからといってですね、自分は安全だからというふうな思いもあるでしょうが、今の国の状況を見て、どうしても出張に行かないといけないというふうなことがあるかもしれませんが、そこは極力控えて、必ずしも村長が参加できなくてもいいような会合があるかもしれません。そこは一般村民、国民と同じ目線でですね、村長だから特別東京出張あるいは県外出張が許されるというわけではないはずですので、そこはちゃんとわきまえて自重もしていただきたいと思えます。ワクチン接種の呼びかけなんですけど、不安に思う村民に安心して接種できると呼びかけるというふうなことがありました。村長が率先してワクチン接種する理由を述べておりましたが、ワクチンが世界で開発された当初はワクチンに対する不安、効果がはっきりしない全世界の人は非常に不安に思っているわけですよ。ですから一国の大統領、首相は率先してワクチンを打って安全ですよというふうなことをPRできるわけなんです。ところがそれから何か月たっていますか。全国民、世界の人はワクチンは安全だと、効果もはっきりしてきている。そういう認識をしている状況で、いまさら大宜味村長がワクチンを打って安心を呼びかけるということは、これは村長の個別接種を正当化する後付けの理由ではないかと、そういうふうに思わざるを得ないわけです。そこで伺いますが、村長の個別接種について、これは役場職員、担当課の方は事前に知っていましたか。村役場内部で調整して個別接種を行ったのか、そこら辺をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

村長の優先接種に関しては、役場内部との調整でやったということではなくて、村長自らの調整で行ったと聞いております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） ちょっと聞き取りづらくて理解できなかったんですが、担当課と、あるいは担当者で十分な調整を行わないで、村長独自にワクチン接種に手続、段取りしたということで理解していいですか、村長。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） この医師会での接種については、多分、3日か4日前ぐらいに、接種をする3

日前ぐらいに連絡があって、ちょうどそのときに村の接種表が配布されました。それで私の場合は、今回医師会からの連絡で2日に接種ができるということですということで、担当職員には話をしております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） やはりワクチン接種については、よく言われているんですが、ルール、マニュアルをしっかり定めて、優先順位もあるわけですから。それを内部だけで決めるんじゃなくて、やはりそこは村長が個別接種するのであれば、村民に広く知らせて、村民の理解を得て、村長の個別接種は進めるべきであって、今回の接種の方法は、本当にあまり人に知られていない、こっそり接種したというふうに言われかねない、そういう状況です。広く村民に安全を呼びかけるのであれば、役場全体で広く議論して村民に広く広報でも使って、村長が率先してやりますと。それぐらい言わないと広く村民に周知することにはならないというふうに私は思います。

このワクチンなんですが、今、医師会でやったのは、村に配分されたワクチンではなくて、どういったもののワクチンなんですか。そこら辺をお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

優先接種のワクチンについては、県が管理しております医療従事者用のワクチンになりますので、村のワクチンとは別で県が持っているワクチンを使っております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 村に配分されたワクチンじゃなくて、医療従事者ということらしいんですが、これも大きな疑問がありますね。村長は医療従事者に該当するのか。厚生労働省が示したワクチン接種優先順位からすると、村長は医療従事者には該当しないはずですよ。それも大きな疑問に思うわけです。

それでは、ちょっとまた別の点をお伺いしますが、今この役場から新型コロナウイルスワクチン予防接種通知書在中というのが、私も65歳以上ですから届いています。役場職員はほとんど行っていないと思いますが、65歳以上になりますので届いています。ちょっと私いつ届いたのか記憶が曖昧で確認したいんですが、役場はいつ、どのような方法で村民に送付したのかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

65歳以上の高齢者向けの接種券については、4月26日月曜日に、こちらから郵便局の配送をお願いしております。件数が多いものですから、順次、週末ぐらいまでには届くような形で行ったのではないかと聞いております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 4月26日に郵送したということで、週末、要するにゴールデンウィークの始めぐらいには届くだろうというふうな話でしたが、これは村長にも同じようにして送付されたわけですか。村長は個人的に手渡し、手交したわけですか。村長も一般村民と同じような形で郵送されたわけですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

村長と副村長については、庁舎内ということもあったので発送日に直接手渡しでお渡ししております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） じゃあ、26日に村長と副村長はこの通知書を手を取ったということですね。多分、そうすると私もゴールデンウィークの始め頃に受け取ったと思いますが、問題は、これ村からの通知書、いろいろ5枚入っているんです。注意書き等、接種券とか予診票とか。その中に1つのチラシには、1、接種対象者、2、接種方法、3、予約方法とかいろいろ細かいことが書いてあるんです。接種方法のところに集団接種（個別接種については現段階では未定です）。というふうに明記されているわけなんです。この個別接種というのは役場はないと言っているのに、なぜ村長は個別接種をしているんですか。これも明らかにルール破り、村長が率先してこのルールを破っているようなものではないですか。それともう1点、同封されている資料には、新型コロナワクチンは医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方等から順次接種を開始する予定です。御自身の接種の順番を御確認いただき、順番が来るまでお待ちくださいと明記されているわけです。これは村、村長が決定して住民に送っていることなんですよ。これを自ら村長が無視して、強引に手続を進めたという結果になっているわけです。これは大きな問題だと思います。それにこの封筒にも、予約開始日令和3年5月10日、赤文字で目立つように書いています。予約開始の5月10日にならないとできないはずなんですよ。村民は5月10日が来るのを首を長くして待っているわけなんです。それを村長はフライングをして既に接種をしていると。こんな行政の進め方があっていいんですか。村民から信頼されませんよ。こういうやり方ですので、今後の行政運営にも非常に支障が出て、本当に村民の信頼は損なわれるのではないかというふうに思います。今回の通知書に示された内容、それにそぐわないような形で村長は接種されておりますが、村長のこの件に関してどうですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

ちょっと議員のほうで誤解を招いているんじゃないかなと思うところがありますので、ちょっとそこを説明したいと思います。友寄議員がおっしゃっている個別接種というのは、恐らく優先接種のことを指していると思います。こちらが送っている集団接種とか個別接種というのは、集団接種は今行っている改善センターでの接種で、個別接種は診療所での個別接種を差しています。村長が行ったのは医療従事者向けのほうの優先接種のことを言っておりますので、このチラシに書いてある個別接種とは別のものになるということです。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） あのですね、先ほどから優先接種、これは命を預かる医療従事者というのは理解できますよ。厚生労働省が示した優先接種は理解はできますが、今回は村長だから特別に個別接種とかというのは、ちょっと行き過ぎじゃないかと。自己優先じゃないかと、村長の都合で早めに接種したと。そういうことでは村民の理解は得られない。もし村長が個別、優先接種するのであれば、事前に村民に、村長はこういう事情があってこういう立場だからと、ちゃんと手続を踏んでワクチンの接種を進めるべきなんですよ。今、国民はワクチン接種の予約をするために大変な思いをしております。混乱して、行政も大変な対応に迫られている。そういう状況でありますから、これからはワクチン接種は続くと思いますので、そこはちゃんと村民が理解できるように、公表して、疑惑、疑念が持たれないように、ちゃんとしっかりしてワクチン接種を進めるべきであります。

村民の命と健康を守るのが村長の最も重要な仕事の一つであります。多くの村民が一日も早いワクチ

ン接種を切望しています。全国的に見ても予約を取るために必死になり大きな混乱が生じているのが実情です。適切な対応が行政には求められているはずですが。ワクチン接種に関して、村は事前にしっかりしたマニュアルやルールを策定し、公正に接種が進められるよう村民に公表し、村民の理解を得て進めるべきだと思います。村民の命、健康は平等、公平に対処しなければならないはずですが。村長だからといって独断で判断して個別接種すべきではないし、特別扱いする正当な理由はないと思います。今回の村長自身への個別接種に関しては、村民の命、健康よりも村長自身の都合を優先させたと思えませんが。村民個別に送付されたワクチン接種通知書の注意事項をないがしろにし、正当な手続を経ず村民が知らぬ間に接種したとのそしりを免れないのではないかと。村長の猛省を促して私の質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 以上で4番 友寄景善議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に1番 大城佐一議員の一般質問を許可します。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質問に入る前に、昨日、議会の冒頭に村長からありましたとおり、新型コロナウイルスワクチン接種が大宜味村でも始まっておりますが、県内でも緊急事態宣言の中、医療機関も大変逼迫している中、医療従事者の皆さん、また村内のワクチン接種時における職員、また協力されている皆さんには大変心から激励いたしたいと思います。では、早速一般質問に入りたいと思います。

子ども基金について。大宜味村人材育成基金条例が制定されて以来、大宜味村の将来を担う子どもたちや村民のために活用し寄与されたことは大変喜ばしいことです。しかし、一部不適切な支出があり大変残念に今でも思っています。また、交付要綱の取り扱いについても再三再四議論してきたが、所期の目的とはかけ離れた感がし、今後改正の検討も必要ではないかと思えます。

子どもは一個の人格を持った人間として尊重され、日々成長していきます。子どもたちが心身ともにたくましく成長し、自分の目標の実現に向けて研練できるよう地域で育み、次世代を担う子どもたちに豊かな自然や先人たちの築いた文化を継承させ、私たち一人一人が見守り、子どもたちが、夢と希望のもてる大宜味村であるために、子どもたちの切れ目ない支援のための、子どもたちに特化した基金条例の制定について、村はどう思うかお伺いいたします。

2番目に、これは賃金職員についてということですが、令和2年度からは会計年度任用職員ということで行われていますが、もう村民から、この会計年度任用職員とはどういうことかと聞かれたものだから、分かりやすくこの通告書には賃金職員ということを書いてありますので御了承願いたいと思います。現在役場内にはさまざまな分野に勤務されている方たちがいると思うが、屋内職員、これは庁舎内で大体事務を司る職員ですね。屋外職員、これは主に草刈り等をしている人を指しておりますので、その人数はどうなっているのか。また賃金体系はどうなっているのかをお伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 1つ目の件についてお答えいたします。

大宜味村人材育成基金条例は、平成19年に制定し、平成20年から助成事業を行っております。平成29年には交付要綱を全部改正し、現在の大宜味村人材育成事業に関する助成金交付金要綱において運用しております。

基金の活用につきましては、これまで海外短期留学生に対する助成やスポーツ、文化活動の全国大会

への派遣費への助成等を実施しております。

議員質問の子どもに特化した基金条例の制定につきましては、現在は予定しておりません。現在の要綱を改正して行える事業については検討してまいります。

2点目につきましては、公務の能率的かつ運営を推進するため、平成29年度の地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、これまで賃金職員、嘱託職員を会計年度任用職員に移行し、会計年度任用職員制度が令和2年4月1日からスタートしました。

議員御質問の屋内職員、屋外職員の人数につきまして庁舎内で勤務している職員を屋内職員、それ以外を屋外職員としてお答えさせていただきます。屋内職員が24名、屋外職員が26名となっております。

会計年度任用職員の給与に関しましては、規則において職種別に定めております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、村長からの答弁では、子供たちに特化した基金は今のところ何も考えていないということでありますので、私も冒頭言ったとおり、この人材育成基金についてはさんざん議論してきたわけですが、なかなか当初の目的とかけ離れて、また何と言うか、規制というか、取扱いが相当厳しいものがあって、本当にこれは所期の目的で子供たちを育成するための基金の設立に沿ったものなのかというふうに変疑問に思ってきているところであります。いろいろ実績としては、海外短期留学等、派遣に関しても大変村民にとっても寄与されたことは本当に喜ばしいことと思います。しかし、あまり子供たちにとって、この人材育成基金の交付要綱等を見ると、余りにも何と言うか、言葉はちょっと悪いんですが、かしましいというか、こんな要綱の在り方ではないかというふうに思っております。なぜそういうことを言うかという、やっぱりこの派遣に関しては分かるわけですね、確実に。これはいろんな報道によって分かってくるわけですから、これは明らかにこの方は県外派遣に行きます。県から選ばれて行きますということは分かっているわけなんです。この違法行為に関していろいろと、目的外に適したらだめとかいろいろ書かれるから。こんなものは取っ払って、明らかに分かるのであれば、これは手続だけが必要で、あとは何も要らないという感覚が私の考えなんです。これはまた何日まで出しなさい、そして何を優先じゃなくて、これは本当はあるべき姿というのは、村自ら、私たちが自らいろんなアンテナを張ってね、どこの子供が県外派遣へ行く、どこの子供が何々で表彰されて県知事表彰を受けたとか、いろいろな文化の面でもですね、こういったものを常に、文化面は大体学校教育関係だと思っております、そこは連携して、村長自ら、はい、御苦労さんでしたということで、金額は決まった金額があると思うので、直接渡すなり、いろいろ忙しい中ではありますから、村長、副村長、あるいはまた教育長、何か直接家に来て激励しに来た場合には、子供たちのうれしさというか、自分は期待されているんだなということで、大変今後の子供の成長にいいんじゃないかというふうに思っております。その辺はぜひ、村長も今子ども基金は考えてなくて、人材育成基金の体制をして、どうにかやりたいということではありますが、その辺はまた今後の議論としておいておきたいと思っております。

ちなみに、私この子ども基金に関して、皆さんも御存じと思いますが、まず本部町では子ども・子育てゆいまー基金条例というのがあります。豊見城市もこども未来基金条例、沖縄市にもこども未来基金条例というのがあったんですが、これは沖縄こどもの国に関するということであつたので、これはこどもに助成するものじゃないということが分かりました。いろいろ調べてみると、全国にもたくさんあります。例えば会津若松市にはこども未来基金条例、愛知県にはこどもが輝く未来基金条例、三重県にもこども基金条例とか、岡山県の美作市社会福祉協議会は独自にこども応援夢基金というのを制定して、

子供たちの成長を促しているんですが、そこは村としては、本当にこの基金、地元の子供たちをどういうふうに育てていくのかということを中心に、このこども基金を私提案しているんですけども、本当にこれは子供たちだけに特化したものを、これから先も考えはないのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

先ほど村長のほうからもありましたが、現在、子供に特化した基金の作成予定はございませんが、実際今、現在人材育成基金での助成金の要綱のほうの実績において、ほとんどが子供たちの活用と、海外留学であったり派遣費ということでありますが、今大城議員のおっしゃった一部申請が多いというような話もありますが、やはりそこは宿泊費、旅費に関しての2分の1ということの決まりがありますので、そこら辺をしっかりと見て行く上でも申請書、また帰ってきたときには実績報告書のほうを提出させていただいているところであります。やはり子供たち一人一人派遣とかではないにしても、表彰とかがあった場合の助成金等は、今この交付要綱のままの中では厳しいのかなというふうにも考えております。必ずしも金銭的なものだけでなく、子供たちを表彰する場をつくるものでも、しっかりと人材育成にもつながっていくことではないのかなというふうにも思いますし、また今、提言のあった助成金ですか、そこら辺については今後とも検討してまいりたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 大城議員の質問に対して、総務課長のほうから答弁しましたが、少し付け加えていきたいと思えます。当初、この基金をつくる時に、子供だけに特化した条例、要綱というのも考えられたわけですが、やはり大宜味村は人材をもって資源となす、そのあたりと大宜味大工、そういうこともあって社会人になってもこの仕事につながる人材育成等も含めて基金をつくるべきだろうという議論もされています。過去にも職業に対する支援、そのあたりももっとやってもらいたいという意見も議会の中でもありました。そういうことも含めて、今回、要綱の改正はしているんですが、しかし、さっき総務課長からあったとおり、ほぼ子供たちに対する支援が今の状況です、現況です。さきに述べたように、生涯にわたっての支援をしていくということも含めてこの基金条例、あるいは交付要綱ができていくということを御理解いただきたいと思えます。

それと三役に直接子供たちを激励してもらいたいということは、それはもっともなことだと思っております。そういう意味でも、さっき総務課長からあったとおり申請、そういうのがあって、基金をまたちゃんと管理する上でも申請書に基づいて審議して、交付していくというのがこれからもそういうスタンスでやっていくということが妥当だろうと思っております。激励とかそういうことに対する支援金がなかなか難しいということもありますので、そのあたりは今後要綱等を見つめ直して、どうやったらそういうものができるのかということも、要綱の改正というのは検討していきたいと思っております。しかし、条例は今のままの条例でいいのではないのかと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私は、今の条例が悪いとは言っていないです。この使い方というか、利用の仕方、やり方、そこをもう少し何とか柔らかくしてもらいたいということなんです。いろんな引き出しがいっぱいあるわけです。しかし、この引き出しがあまりにもロックがかかり過ぎて、もうしゃれじゃなけれども、引き出しにくいわけですね。だからこの条例をもう少し簡単に引き出しやすい引き出しを

いっぱいつくってほしいということが1点であります。だから、こども基金に関してなぜこども基金なのかということですが、子供に特化したということで、本部町の令和3年度のゆいまーる基金を活用した事業をいろいろ調べて、まとめているんですけども、10ぐらいの活用事業がありまして、ぱっと読み上げれば、絵本ふれあい学習支援事業、各種検定ハイレベルチャレンジ事業、双子出産子育て支援事業、子供の居場所づくりの特別支援事業、保育園児の主食費の支援事業、子供のデジタル教科書導入事業、子供の県外県内派遣費補助事業、ブックスタート事業、南富良野町体験交流事業、中学校進学支援事業というふうに、この事業をやっているんですが、私たちの大宜味村でも似たようなものはたくさんあります。私が一番注目したいのは、これはちょっと私調べたんですが、あまり調べきれなくて、この中学校進学支援事業というのがあって、入学時に、本部町はですよ、本部町の入学時に必要となる制服の購入費用の一部を補助するということであるんですけども、大宜味村もこういった事業があったようななかったような、はっきり記憶ないのですが、この辺ありますか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

制服の助成につきましては、今、村長部局のほうから答弁したいと思いますが、教育委員会が行っている要支援等の事業の中ではそこら辺準備金というようなものを聞いたことがございますが、そこは村長部局のほうでしっかり答えるのはちょっと難しいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私もこれは通告書を出して後から、教育長を入れるのを忘れて、この事業というのは教育関係のものがたくさんあるものですから、教育長を入れる通告をするのを忘れて、今日はこういった議論ができないんですけども、今後、総務課長からあったとおり、入学時の制服の購入費用の一部を補助するというので、これ本部町に聞きますと、制服というのは大体お下がりとかあるわけですから、お下がりがあるからやらないということではなくて、一律に金額を決めて幾らを全員にあげると、そういう事業みたいだそうなんです。その辺、また教育委員会次回あるか分かりませんので、今日は本当に私のミスですね、教育長に通告していないので今日はできないんですが、お願いしたいとお思います。

あと1点、双子出産子育て支援事業ですね、双子以上の多子を出産、子育てをしている世帯へ紙おむつとか粉ミルクの支給を行う。もちろん出産祝金もあるけど、こういった事業もやっていると。大宜味村も出産祝金として第一子5万円、第二子7万円、第三子10万円というふうに出産祝金があるんですけども、また大宜味村の出産祝金の条例を見ると、そこも固定資産税の滞納とか健康保険の滞納とかがあるものは該当しないとか、その辺をもう少し考えてほしいと思います。生まれてくる子供には何も罪はありませんので、ぜひ出産祝金だけは、固定資産税とか住宅費も給食費もいろいろあるんですが、滞納については該当しないというふうな条例ではうたわれていますので、それも撤廃して、生まれてくる子には出産祝金として出すような方向でお願いしたいと思います。

あとは、各種検定のハイレベルチャレンジ事業で漢字検定、英語検定、数学検定の3級以上のチャレンジをしている人に対して検定費用の半額を補助するということなんですけども、これも見ると、これも教育委員会のほうであるんですが、検定料の令和3年度の予算があったような気がするんですけども、それはまた教育委員会の関連でありますので、今日はこういうふうにとどめておきますけれども、今後、大宜味村の子供たちが飛躍するためにも、ぜひこども基金の設立を目指し、みんなで育てる気持ちでや

りたいというふうに、私も個人的には思っております。この子供たち、予算はどういうふうにするかということで、本部町に関しては皆さんも御存じのとおりと思いますが、いろいろアイスクリームの売上金とか自動販売機の売上げの一部とか、本部子ども子育て支援一円運動という、こういう実施要綱もつくって、各企業や団体からの寄附を募ってこれでやってきているわけです。だからそこは、こういったものも企業団体から、ふるさと納税ですか、これにはどういうふうに使ってくださいとか、こういう項目もあるわけなんですけど、もう少し、先ほど副村長からもあったんですけど、決まり事は決まり事があっていいんですけど、それをもう少し、子供のために頑張ってくださいという激励をするために、こども基金の設立はいいんじゃないかというふうに思っております。

ちなみに豊見城市は今年の4月からスタートしておりますけれども、去年は9月に否決されて、今年の3月に採択されて、事業はまだ実施していないと。お金を集めることをして、要綱などは、今検討中と、これから作成していくということでもありますので、今後、ぜひ村長はその辺、大宜味村の人材をもって資源となすということもありますので、その辺ぜひ設立についての目標をお伺いしたいのですが、どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） たくさんの提言をありがとうございます。

まず、人材育成基金は2億円の基金に対する果実、利息で運営されております。ほかの、今さっき教育委員会の分野の検定料とかそういうのは予算の中で承認してもらって運用しています。出産祝金とか、そういうのもやはり予算の中で示されております。しかしこの村の人材育成事業に関しては、今基金の果実で運用しているということもあって、やはりそのあたりは限られた果実でありますので、そのあたりをちゃんとした運用する上でもやはり申請とかそういうのは必要であろうと思っております。毎年度、この検定料とか出産祝金とかそういうのは予算化されているんですが、検定料は、今、小、中全児童・生徒が受けられるような体制になっているかと思っております。そういう意味で、そういうものは予算で示して、あるいはまたこの人材育成事業でできるものはそれでやっていくというすみ分けをしていきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ぜひ、この人材育成基金、こども基金の設立を私個人的にはぜひやってもらいたいというふうに思っております。先ほどいろいろ総務課長からこの話があったんですけど、表彰の場をいろいろ設けたいということで答弁があったんですけど、私、前から言っているんですけど、新春の集いの場を、できたらその場で前年度の1月から12月まで活躍してきた子供たちの表彰を、村の表彰としてこちらでやってもらいたいと思います。そこで議員とか区長とかだらだらと長い時間を使うんじゃなくて、村の子供たちのために、村民の集いですから、子供たちが元気の出るような村にするために、こういった子供たちの表彰も必要じゃないかと思っております。子供たちはこうされることによって伸びていく可能性も多々あるとありますので、その辺ぜひ、新春の集いでできなければ、何とか村民が集まるような場所で、年間の表彰をぜひやってもらいたいと思います。去年の大宜味村の、いろいろあじまーにもたくさん載っていますが、村の子供たちの活躍も今年も大変いっぱいあります。テニスでの大宜味中学校出身の個人優勝、ダブルスの準優勝とか、国頭地区中学校新人ソフトテニス大会の大宜味中のソフトテニス部の団体優勝とか、また私が一番、ちょっとこれいいなと思ったのが、結の浜の中学校のグラウンドのそばに辺土名高校の横断幕があったんですけど、これは大宜味村だったのか、辺土

名高校だったのか、その辺大変うれしかったです。この高校の全国大会の選抜大会でも2位でしたか、女子では4位ということで、大変うれしいニュースがいっぱいあります。また4月にはやんばる自然遺産、このやんばる地区と西表地区から選ばれた子供たちの絵が飛行機に印刷されて、これは大宜味小学校の何年生になるのかな、大湾 光さんですかね。新聞にも大きくこうして、機体にヤマネコやクイナということで、世界自然遺産登録に向けて就航ということで新聞にも大きく載っております。またこの北部地区の、少年野球の結Gutsが北部地区北ブロックで3連覇を達成したとか、そういったニュースとか、一番残念なのが児童オリンピックで新記録をつくって優勝している子もいます。ぜひ横断幕を、こういった文化面も併せて今後やっていただけたらというふうに思っております。時間もあれですし、ちょっと。子供たちを育てるためにも何とか、これはいつだったか、4月の新聞にこういうことが書かれています。これは大変いいことじゃないかと思っておりますので、「井の中の蛙大海を知らず」。お互いこっちまでしか分からないわけですね。私もこの新聞を見て初めてこの続きを知りました。この続きは、「井の中の蛙大海を知らず、されど空の蒼さを知る」。井戸にいれば、外のことは何も分からないんですけれども、しかし、この井戸にいたからこそ、この空というのが蒼いんだなということを知る。まさに大宜味村にいるから地元のこともよく分かるし、それをまた担って育っていくのもいいんじゃないかというふうなことを思っております。そこで井の中の蛙大海を知らず、その文面は人材育成基金に今ある海外短期留学のところでもいいんじゃないかなと。されど空の蒼さを知るということは、村内にいて、子供たちにいろんな、育てるためにいろいろなことを助成してやることを、この文面はまたこども基金でやってはどうかと思います。そのことをやって、沖縄の方言にも大変いいことわざがありますので、「ジントウヤワラランシガ、クットウドウ フラァリル」ということわざがありますので、そこも肝に銘じてやってもらいたいと思います。村長、その辺いかがですか。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） どうもありがとうございます。毎回、大城議員からはいろんな例題、他の市町村の例を挙げて、読み上げて指摘をしているわけですが、その件については、私は毎回感じるわけですが、やはり議員は、議員の指摘として提案をする形で、担当課のほうに文書でしっかりとこういう例があるので、あるいはこういうところをこういうふうに変えたほうがいいんじゃないのということを提言していただけたら、検討もできるかなと思っております。

それと三役が挨拶回りをするというのもいいことでもありますけれども、さっき副村長が言ったように、お祝い金を与えるにしても、それはやっぱり審査委員会を通さないとなかなか難しいところがあるので、その辺については、さっきも総務課長が言ったように、この人材育成基金条例の見直しの中でどういうふうな形で変えることができるかというのを、議員の提言があれば、なおさら改善の余地があるのかなというふうに思っておりますのでよろしくをお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 次、2番目に行きます。

この会計年度任用職員についての賃金ですね、作業員A、B、Cの金額の内訳をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、御質問のありました作業員A、B、Cの内訳でございますが、こちらのほうは、先ほど村長のほうからもありましたが、規則において、職務別に定めておりまして、今、作

業員Aのほうの基本16万548円、作業員Bのほう15万4,935円、作業員Cのほう14万1,387円、こちらのほうの採用、また内訳につきましては、それぞれの担当課のほうで募集して、募集は総務課であるんですが、担当課のほうで仕分けられているということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 今、金額のことがあったんですが、ぜひですね、またこれ次回にもう少しやりたいと思います。夏場暑くなる時期でありますので、そこで汗だらだらとしている人たちと、クーラーの中でやっている人たちの、その辺の賃金の格差をなくすためにぜひお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 以上で1番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（平良嗣男） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 世界自然遺産に向けて。

①大宜味村エコツーリズム推進全体構想を作成していると思いますが、環境省からの認定はいつもらえるのか伺う。

②全体構想の取組の中に、基本方針の中に、「地域資源を大切にし、次世代へと継承する人材を育成する。」とあるが、教育委員会として積極的に協力できるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

認定につきましては、環境省との協議中であり、内容の修正等の調整が進んでおります。

認定時期については、他省庁との協議も要するなど、今後も協議が続くことから未定となっております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

全体構想の中に「小中学校の協力を得ながら、環境教育を重点的に推進し、地域を大切に思い、地域に対する誇りと希望を持つ人材の育成を図る」とされております。その件については、現在教育委員会としましては、環境教育は非常に重要なものと捉えておまして、現在は小学校3年生の総合学習の中での環境教育ですね、それからわんぱく体験団の中での環境学習という形でやっております。その辺を含めて、地域のすばらしさを認識するとともに、地域に対する誇りと自信を持ってもらいたいと思う観点から一応やっております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 認定について、いつになるか未定ということだったんですけども、平成30年度に全体構想が作成されていますけれども、例えば、この中身の見直しですけども、特定自然観光資源が今ター滝だけになっていると思いますけれども、その見直しが今後あるのか。あと、例えば構成メンバーに観光協会が入っていないんですけども、その見直しとかがあるのか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この特定観光資源のほうは、現在のところター滝のみとなっておりますが、今後の見直しというのは、今申請をして協議をしている中での見直しはございません。ただし、今後その必要性が出てくるとき、そのときにまた必要であると認められれば、見直しの協議をしていくというところで認定申請、見直しの認定申請が必要になります。

次に協議会の中に観光協会が入っていないということがありまして、平成30年の時点では観光協会の設立がありませんでしたので、今協議の中では観光協会を入れていくというところの話をしているところです。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 特定自然観光資源にター滝を指定していますよね。この指定により、法的な利用調整、あとあらゆる行為の規制が行えるので、今より安全管理とか、あとはター滝の保全がやりやすくなるのかなと思いますので、早めに取り組んでいただきたいなと思います。

また、今後、前回も話しましたけれども、前は入域量の話をしましたけれども、今後、環境保全基金を設置していくというふうに、全体構想の中にも書かれていましたけれども、世界自然遺産登録前に条例を制定して、登録とともに環境保全基金を設置したほうがよかったのかなと思うんですけども、その辺、認定との絡みがあったのかどうか伺います。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

環境保全基金の件ですね、増設、設立ということが検討は進んでまいりました。ただし、内容については、ター滝だけではなくて、様々なところでの自然環境の保全ということを目的で、基金とか協力金とかという話も出ております。ただ、エコツーリズム全体構想の認定の協議との関わりということでは、深くなくて、進み具合についてですけれども、ではなくて、やはりまだ我々のほうが未熟というか、そこまでのものを制度を設計できていないというものもありますので、方向性としては持たせてもらいたいというところで今考えているものとなっております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ぜひですね、この辺基金のほうも取り組んでいただいて、今、野ネコの問題とか、またほかの助成金とかあると思いますけれども、その辺もほかの問題とかもあると思いますが、そういう基金が使えればなと思います。

次に現在、エコツーリズム推進全体構想の認定を受けている団体として、今現在、奄美のほうでは1市9町2村で奄美群島として認定をもらっていると思うんですけども、今後、我々大宜味3村、やんばる地域として調整して、3村でということは考えられますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

全体構想につきましては、大宜味村の場合は平成20年度から取り組みまして、大宜味村地域全体構想として作成をして、大宜味村独自の認定申請を行うということで取り組んでまいりました。その後、国立公園に指定され、世界自然に向かう中で沖縄県が主導しまして、沖縄県の主導の中で環境省と一緒に、国頭村、東村、大宜味村、この3村で森林ツーリズム全体構想というものを作成しております。ただ、この森林ツーリズムの全体構想につきましては認定申請を行わないということで、ルール作り、ガイドライン的なものは一緒になって世界自然遺産に向けて取り組みましようということはこれまでに話し合

われて、作成されて完成しておりますので、それで対応していくということであります。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。今回の全体構想ですけれども、エコツーリズム推進法は、自然環境の保全、観光の振興、地域振興、観光教育の場としての活用の4つを実現させることを基本としています。それで②の質問に移ります。

この全体構想の中に、先ほども教育長もおっしゃってございましたけれども、地域の自然を大切に、次世代へと継承する人材を育成する。この中に、地域の未来を担う子供たちの育成が重要である。地元の自然環境や文化への関心を高め、様々な事業に参画することにより、次世代へのリーダーとして育てることが必要である。そのために地元小学校の理解を得ながら環境教育を重点的に推進し、地域を大切に思い、誇りと希望を持つ人材を育成するというのがあります。それでほかの地域も見たんですけれども、小笠原のほうにも学校教育は、環境に関する豊かな感受性の育成、環境に関する見方や考え方の育成、環境に働きかける実践力の育成を行っている。小中学校においては教育課程の編成時に自然環境に関連する数多くの事業を取り入れており、村立学校での子供たちへの環境教育は十分に実施されているとか。あと屋久島とかでは屋久島型のE S D持続可能な開発のための教育というのに取り組んでいます。これは屋久島だけではなくて、羅臼町のほうでもE S Dに取り組んでいて、小中のほうで世界自然遺産に向き合った教育を行っているようです。前回の、令和元年9月定例会の中で一般質問をしたんですけれども、ユネスコスクールの件でちょっと質問したんですけれども、その辺、情報収集して積極的に取り組んでいきたいと教育長からもお話があったんですけれども、その辺どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） 環境教育、学習につきましては、今、主に総合の時間を利用して、例えば先月でしたら中学校1年生を対象にした、これは最近学校でも取組が活発になってきていますので、地域巡りということをやりました。その中で、中学1年生でしたか、丸一日かけて、大宜味村内の各集落、17集落全て回りました。その集落ごとの特徴であるとか、地形であるとか、あるいはまた産物であるとか、そういうことも含めてですね。別に自然環境だけでなく、いろいろな社会環境も含めてそういうこともやってまいりました。また、先ほど申しましたように、わんぱく体験団の中では、去年はできなかったんですが、大國林道沿いの中で、山でのキャンプをするとか、川を例えば田嘉里川を歩いてみるとか、そういうことを結構頻繁していましたので、基本的には我々大人も含めてそうですが、まず地域のことを自分から知ることが非常に重要だなと思っています。そうじゃないと、やっぱり地域を見て、ほかと比較できないということもありますので、今後ともこの辺については、学校側と十分協議しながら、可能な限り、そういう地域の環境については学習をしていく場を設けていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今、今年度から自然観察クラブがなくなりましたよね。今まで喜如嘉小学校が続けてきて、大宜味の環境教育というのは30年以上続けてきたんですけれども、その中で私がよかったなと思うのが、観察とか研究の積み重ねですよ。今日やったことと、去年同じ日にやったこと、10年前のことがデータとして子供たちが蓄積してきたことがあるので、先輩方が頑張っていることをそのまま受け継いで、また後輩に引き継ぐというのが喜如嘉小学校とか塩屋小学校では行われていたと思います。それでですね、またこの先輩方、高学年が入ってきた低学年に自分たちが学んできたことを下級生に指

導するとかというこの上下関係というか、子供たちの環境づくりにもなってきたことなのかなと思いますので、ぜひその辺ももう一度、検討していただきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 宮城良治議員の提言等を踏まえて、教育委員会としても環境教育について重点的にまた頑張っていきたいと思います。

あと、先ほど自然観察クラブがなくなったと議員がおっしゃっていましたがけれども、確かに自然観察クラブはありませんけれども、3年の総合学習の中で、屋古のチョウであったり、自然環境教育に関してやっていくということで方針を決めております。そのメリットとしては、自然観察クラブだと、どうしてもやりたい子だけやる。総合学習であると、一応、子供たち全員がそこに携わるということですので、そこはひとつメリットなのかなと思います。今、議員がおっしゃるように先輩が培ったものを後輩に受け継いでいくというシステムを教育委員会としても受け継いでやっていきたいと思います。

また、小学校、中学校で、この全体構想の中には高校も入っております。今、頻繁に3村の教育委員会と辺土名高校の校長先生、教頭先生あたりが会議を持つようになって、この環境についてとか、環境科の出口も一生懸命一緒になって考えていこうというシステムづくりもしていますので、今後は、また教育委員会として、3村の教育委員会も含めて、そういうエコツーリズム関係に関して、自然教育に関して頑張っていきたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） では最後に、世界自然遺産登録になって、それがゴールではなくて、そこからスタートだと思いますので、村行政、あと教育行政、地域、子供たち一緒になって世界自然遺産地域として盛り上げていけたらと思いますので、頑張っていきましょう。よろしくお願いします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前11時22分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時31分）

◇ 宮 城 貢 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に7番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） まず、教育長に質問いたします。

奨学金制度について。①本年度、大宜味村育英資金貸付制度の予算と予定人数及び現在の申込み状況を伺います。

②給付型奨学金制度についての取組状況はいかがですか。

村長に伺います。コロナウイルス問題の施策について。①コロナウイルス問題で、村内の現況をどのように把握しているか。施策の取組状況と今後の展望を伺います。

②ワクチン接種について、現在の取組状況と今後のタイムスケジュールを伺います。

3番目に、村行政全般について村長に伺います。

広報2月号4ページの令和3年度会計年度任用職員募集について、現在の各職種の採用状況はいかがですか。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） 2番目の①村内においてこれまで13名のコロナウイルス感染者が発生していません。昨年度からコロナ対策として様々な施策を行っていますが、現時点においては村民のワクチン接種を最優先事項として全庁体制で取り組んでおります。

②については、5月20日から高齢者向けのワクチン接種を行っており、6月11日時点で740名の方が1回目の接種を受けています。今後の予定といたしましては、6月24日に第3グループの接種、6月下旬からは診療所において個別接種、特に疾患のある方を優先に順次調整しているところであります。

3の①につきまして、村では、令和2年度から会計年度任用職員制度に移行し運用しております。令和3年度の募集については、必要人数55人に対し50名の採用となっております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） 奨学金制度についてお答えします。

まず、予算関係ですが、現在は、今年度の貸付金の予算は378万円で、現在の貸付件数は5件です。それから令和3年度の見込みとしては3件を予定しております。

あと給付型についてですが、この件は前回は回答いたしました。給付型の奨学金につきましては、育英資金の原資の関係で、現段階では給付型は厳しいかというふうに考えております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 教育長にお聞きいたします。

今の教育関係の予算の件ですが、平成二十五、六年ですか、ふるさと納税が始まったと思います。その頃からふるさと納税で教育関係も当然項目がありますが、それによって予算というか、教育予算のほうに何と言うか、ふるさと納税のほうから教育予算のほうに行くということはないですか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） お答えします。

今は、教育予算に関しては、振り分けは教育予算に関してはあるとは思いますが、今の育英会に関する議員の質問だと思うんですが、育英会に積まれているお金としてはございません。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） お聞きいたします。教育委員会のほうで取り扱っている奨学金制度というのは、この育英資金だけでよろしいのでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 教育課長。

○ 教育課長（宮城 豊） 貸し付けに関しては、この育英資金だけでございます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村長のほうに伺います。

コロナウイルス問題の施策についてですが、今、村内村民、あと村内業者からの声、特にビジターセンターとか観光協会からの要請とか、またそういう声が上がっているのかどうかお聞きいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

昨年度は、持続化給付金とかということで、当初は相談件数が十数件あってということでの答弁もさせていただいたものがありますが、最近では、なかなか相談というものは直接来ることはありません。ただし、国、県の事業で、セーフティーネットとか貸し付けの分野でなかなか手続が分からないものとか、そういった相談が1か月に1件あるかないかぐらいの相談が来たりしていますが、この観光協会とかビジターセンターとかというところでは、感染対策についての相談とか、一緒になって取り組もうというようなことでの話し合いを進めているんですが、こういうことをしてほしいとかという要望はなかなかないと。ただ、我々が今想定しているコロナ交付金を活用した事業ですね、今回の補正でも対応させていただきたいと思いますが、地域振興券とかクーポン事業ですね、そういったもので一緒になって取り組んでいこうということですのでしております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 今後の施策のほうが出てくると思いますし、あと村独自の施策というのはございますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

国、県が進める事業といたしましては、GoToキャンペーンとかそういったものがありますが、我々大宜味村としては地域振興券独自ですし、あとクーポンも独自に開発した、設定した事業となっております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） コロナウイルス問題に対する施策の評価、3月までの、前年度になりますが、それをまた今年度、これから進める意味で、その評価というのはどのように感じられているのか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前11時42分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

(午前11時44分)

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

昨年度はコロナウイルスの地方創生対応の交付金のほうを活用させていただいて、30、40、すみません正確な数字は分からないのですが、多くの事業をさせていただきました。その中においては感染対策の事業というものが多くございましたし、また経済対策の事業も多くございました。その中で、特に全国的にも言われている観光事業の関係者ですね、あと飲食関係の事業者というものがかなり窮地に追い込まれているという状況があって、大宜味村内でもそこが少ない事業者であるのもあるんですが、やはり窮地に追い込まれている事業者もあるという情報もありました。その中でクーポン事業とか地域振興券事業が発動されて、一定程度の成果は上げられたのかなということで、観光事業者のほうからのクーポン事業での成果はかなり、助かりましたということでのお声をいただいたものがあります。そういったことを踏まえて、今年度もその交付金を、第三次の交付金ということで活用させてもらって、今回の

補正で入れさせてもらっているんですが、クーポン事業、事業としては金額は大体昨年度と同じ程度になるんですが、率を変えながら、村民の率、県民の率。特に県民の率を落としながらですけども、今後を見据えた取組をしていきたいということであるのと、あと地域振興券につきましては、例えば、これは全村民に対して利益というか、還元されるような形で取り組んでいきたいということもありまして、あと飲食業に特化したような内容も含めて、飲食業関係がかなり落ち込んでいる部分もありますので、そういったところの反省ですね、昨年度の取組からの反省を踏まえて、今年度の取組を計画しているものです。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） すみません、ワクチン接種についてですが、6月下旬から始まってくるということで、いつまでこのワクチン関係を終えるという予定になりますか。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

65歳以上の高齢者についてのワクチン接種については、今集団接種である程度進めておりますが、7月15日で集団接種のほうは終わりということになります。漏れた方については、先ほどありましたように、6月下旬から始まる個別接種のほうで高齢者の漏れた方及び基礎疾患のある方に受けていってもらう予定です。それから65歳未満の基礎疾患のない方、ほかの方々については今協議中ではありますが、北部地区医師会と御相談させていただいております。8月頃から、8月、9月頃に65歳未満の集団接種ができないかというものを今調整中でございます。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 村行政全般についての会計年度任用職員募集についてですが、ちょっと確認をします。村長の答弁のほうで50名でよろしいですか。3月の定例会のほうでも質問いたしましたが、募集については総務課のほうで募集関係ということで、その後は、採用されて各課に配属されていると思っておりますが、集落支援員はその予定の人数は集まってとか、もう採用されていますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

集落支援員につきましては、私たち企画観光課のほうで採用を扱っております。当初、5名ですね、定住推進集落支援員1名、こちらを採用されて、今頑張ってもらっています。観光推進集落支援員のほうは2人の採用を予定していましたが、今現在、1人となっております。エコツーリズム推進の集落支援員も2人予定でしたが、今1人となっております。あと商工推進集落支援員というのがもう一つありまして、そちらは採用となっております。この集落支援員については、募集を随時かかっている状態で、応募のほうで幾つかありますが、やはり面接とかあとその人の状況とかを判断して採用できなかった部分も幾つかあるというような状況です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 2月のほうから募集ということで集まっています。集まりぐあいが悪いのは待遇面とか給与面、そういう関係がございませうか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） すみません、私のほうからは集落支援員の対応ということで理解してお答えさせていただきたいと思いますが、集落支援員の募集、応募自体は、募

集人員に対しては6名が予定でしたので、6名以上の応募はありましたので、待遇面というところはちょっと把握はできないんですが、そういったものではないと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 先ほど大城議員のところでも申し上げましたが、規則に沿って報酬額のほうを定めておりますが、現在、この令和2年度からスタートして、元年度までの待遇の面の、報酬の話だけさせていただきますと、その現給保障は行いつつ、休暇の増であったり、また一時金の支給、通勤手当の費用弁償としての支給等、待遇面では会計年度任用職員になって改善しているところが大きいかと思えます。しかしながら、看護師であったり徴収員であったり、今あった集落支援員であったり、まだ募集人員に達していないところがございますので、今後ともハローワーク等を通じて募集のほうを続けていきたいと考えております。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） 個人情報等もあって、これは答えられるか分かりませんが、集落支援員のほうのあれは、村内、村外、特に県外の方がおられるのかどうかお聞きいたします。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

今、定住推進、観光推進、エコツーリズム推進、商工推進、4名が配置をされていますけれども、お二人は県外から入ってきて、今村内に住んで頑張っておられます。あと2人は村内の方、ただ1人は近く国頭のほうから移動して、村内出身だったということもあって、大宜味村内に住んでおります。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 7番 宮城 貢議員。

○ 7番（宮城 貢） そのことは、何でこうやって聞こうかと思ったのは、村長のほうで令和7年、2025年には3,200名を村人口の目標があります。こうやって村外、特に県外から来られる方が、今後、住宅環境とか、また子供がいれば子育て支援、あと前事業としてあったと思えますけれども、空き家対策ですね、そこら辺、働く場所等の整備を進める中で、ここで子育てがしたい、誰もが思える村を目指してというか、そういう形の思いの中で、人口のほうも外部から入ってくる人口もありますけれども、中のほうから生まれてくるような形で、子供たちがまた増えてくるような形も、こういう県外から来るような形で大宜味村に住みたい、またそういうことで進んでいくんじゃないのかと思ひまして、今回この点を話しております。実は、佐賀県のほうで、ここで子育てがしたいと誰もが思える佐賀ということで、今、目指してということで佐賀県がやっている。あと出会い、結婚、子育て、一連の流れをサポートする。一連のライフステージを支援するプロジェクトということで、今、佐賀のほうで進めていることをちょっと参考というか、こういう形が今ありますよということで伝えたいと思ひます。

あと、私のほうの意見なんですが、村長のワクチンについては、すみません、先を切って、リーダー、やってもらって、どんどん動き回るというのもリーダーの一つの流れですから、この件については、私の周りにもその点をおかしいと言う方はいません。ぜひともその判断は、それをやったということはよかったですと思っております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で7番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午前 11時56分)

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時30分)

◇ 大 城 邦 彦 議員

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 早速質問していきたいと思います。

今日、日本全体において、人口減少が問題となっており、大宜味村においても、少子高齢化、人口減少等、地域情勢が大きく変化する中で、人口減少は様々な分野にも影響を及ぼします。例えば、地域経済の冷え込み、空き家や耕作放棄地の増加、地域行事や伝統文化等の消失が予想されています。今、まさしく自治体として存亡をかけた時代に差し掛かっている中で、現段階では、かなり厳しい状況にあると認識しなければなりません。

人口減少問題は長期的な目線で取り組まなければいけない問題であり、まち・むらづくりの考え方も、また大きく変化せざるを得ない状況にあると考えております。

これらの内容を踏まえた上で今回は、1点目として、地域おこし協力隊について、2点目、移住定住促進について、質問させていただきます。

1つ目、地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に移住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組で、新しい考えや価値観を吹き込んでくれる人材として期待されております。

以上のことを踏まえ、2点お伺いします。

(1) 地域おこし協力隊の役割についてどのように考えているのか。また、経済的、文化的、地域のコミュニティ等への効果についてどのように認識されているのか。(2) 現在地域おこし協力隊員の募集及び着任等はどうか。また、着任後に、地域おこし協力隊が活動するに当たって、どのようなサポートが必要と考えているのか。

2つ目、大宜味村第5次総合計画（基本構想及び後期基本計画）において、人口目標達成戦略でもあります移住定住を促進するための政策についてお尋ねします。

(1) 人口減少が顕著化する中、移住定住政策の重要度は年々増していると認識しています。移住者をめぐる地域間競争が激しくなる中、今後選ばれる村になるためにどのように取り組まれていくのか。

(2) 村内の空き屋が多く所在しているが、貸してもらえないとの事情が多くあるようですが、どのような事情等があるのか。また、これまで空き家活用推進事業補助金で改修された実績数及び空き屋対策事業等がうまくいった理由についてお伺いします。

(3) 空き屋所有者が補助事業を活用しやすくし、快く改修工事が進められるような環境の整備と、補助金の支援制度などニーズに沿った見直し等も行っていく必要があると考えますが、村としてはどのように考えているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

第1点目の（1）につきましては、地域おこし協力隊の役割につきまして、地域課題の解決に向けた行動を把握し、必要な事業等の企画提案を行ってもらうこと。また、地域と一緒にその課題解決のため取り組んでもらうことが求められるものであります。

（2）につきましては、本村での地域おこし協力隊の募集は行っておりません。また、現在隊員はおりません。

協力隊の要件で、大都市圏からの移住者であることから、地域の実情の把握をいかに早くできるかがカギだと感じ、そのサポートが必要だと思います。

2点目の（1）につきましては、第5次総合計画、第2期総合戦略において調査を行った内容で、働く場ももちろんであります。それよりも多く感じられたのが、「住む場所の確保」が必要だと認識しております。地域の協力を仰ぎながら取り組んでまいります。

（2）につきましては、空き家の老朽化や所有者の相続関係による契約の問題、仏壇の存在ということがあります。

平成30年度から実施しました補助金ですが、平成29年度に2件、平成30年度に1件、令和元年度は0件、令和2年度は2件となっております。

また、空き家改修補助金の制度設定をするまでに、その平成28年度当時に所属しておりました協力隊の経験と先進地への調査などの行動や、企画提案により早期の着手となったと思います。

（3）につきましては、空き家改修補助金につきましては、制度的にも運用的にも課題があり、見直し又は廃止も含めての検討が必要であると考え、今年度は予算を計上しておりません。

今後については、支援制度が先にあるよりも、空き家の状況を再調査すること、それに基づき活用が可能かどうかなどを整理していくことを、現在、着任しております定住推進集落支援員の力を借り、進めているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 今、地域おこし協力隊の件で説明がありましたが、都市部、大都会から募集しても大宜味村にはなかなか来ないんじゃないのかなということもあって募集していないのかもしれませんが、日本全国で見ますと、令和元年までに5,503人が全国に派遣されているような状況があります。その中で年々増えていて、総務省の補助を得て事業がありますので、無理とは言わずに、可能であれば、ぜひ何らかの形で、ぜひこの事業は補助がありますので、1人でも多く我が大宜味村に入ってこられるような、そういう活動もしたほうがいいんじゃないのかなと、そのように考えております。

それでこの今、地域おこし協力隊を厳しいというのは都市部からだけなのでしょうか。それともほかに何か問題というか、やらなかった理由をちょっと教えていただきたいんですけども。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） さっき私が答弁しました移住定住促進についての（2）で、平成30年度から実施した補助金ですがと言いましたけれども、これは平成29年度からの、間違いですので訂正させていただきます。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 地域おこし協力隊の募集についての質問にお答えいたします。

平成28年度に募集をさせていただいて、そのときに1人採用させていただきました。そちらのほうは都市圏と言われる内地のほうから採用させていただいておりますが、実は今、総務省の制度で、過疎集落対策事業というものがあまして、その制度の中に地域おこし協力隊と集落支援制度による制度があります。この地域おこし協力隊につきましては、三大都市圏と言われている大都市ですね。東京であったり大阪であったり、仙台であったりとか、いろんなところからの、何百万人と言われるところからの募集をかけるんですけども、集まらないことはないと思いますが、なかなかこちらが要望している事業について沿うような人材が集まらなかったりとか、あと住むところがないという状況の中で、都市圏から直接人を呼ぼうということがなかなか難しい状況がありました。そういうのを踏まえて、当初入ってこられた人材については、空き家対策についての活動をしてもらって、成果もこの空き家活用補助金ですね、改修補助金について頑張ってもらったりとか、協議会の立ち上げに向けて頑張ってもらったりして成果は上がっております。ただ、その制度を活用するよりも、もう一つの制度、集落支援制度のほうが運用しやすい部分もありまして、今、集落支援制度については村内の方も活用できますし、地域に住んでもらうことを我々は要件としてやれば、大都市圏ということのを省くということができ所以说、そこで運用させてもらうということで、地域おこし協力隊は今のところ募集をかけないようにしているということです。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 私も資料を見て、これは自分らがそうならば、執行部側が非常に厳しいのかなと思いがたるのが、整備しなければならぬのは住む家の問題とかいろいろあると思って非常に厳しいのかなと。その代わりに、今大宜味村にもあります集落支援員制度、これは地元の方、県内の方、村内に住む条件で、その中には専任もあれば兼任、ある県の市町村を見てみますと、区長とかそういう方も兼任でできるということでもありますので、今後、我々が今、村が提案しているこの5次総合計画の中で人口問題とかそういうのをやっていくには、行政だけでは非常に厳しいのかなということで、集落支援員制度をやって、空き家の問題をぜひやっていただきたいなと思います。その集落支援員については、さっき議員のときに何名か募集して、決まったということでもありますけれども、この中には商工と観光と、あと住宅支援とか、そういうのも何か予定、ちょっともう一度説明をお願いできますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この集落支援員につきましては、まず一つは定住推進、集落支援員ですね、これは定住をどのように図っていくか。特に空き家対策、空き地対策というところを今頑張ってもらっているものです。一人配置されております。もう一つは、商工集落支援員というのがあります。こちらは昨年度からも引き続き頑張ってもらっていますが、起業支援という、起こす起業のところとか、今はその起業よりもコロナ対策のサポートに回るのが多くて、相談相手になってもらったりとか、企業を応援するようなものを頑張ってもらっています。あとはふるさと納税の関係も頑張ってもらっています。もう一つは、観光推進集落支援員というのがありまして、これとあとエコツーリズムの集落支援員ですね、こちらのほうに2人、2人で4名を採用する予定ですが、今はどちらも一人一人ということになっております。募集に関しては、応募者は数名まだいたんですが、条件が、こちらが望んでいるもの、またあちらが望んでいるもの、折り合いが合わない場合に採用できなかった方もいて一人一人ということになっております。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番(大城邦彦) 細かいのは別として、この集落支援員というか、名前は集落支援員制度ですよ、大宜味村でも要綱になっているのが。これは補助事業ですよ、これもね。総務省からの。これは今のところ専任ですよ。兼任も考えられているのかその辺を聞きたいんですけども。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えいたします。

今現在、配置されている方々は専任ということで配置しております。その専任の中では会計年度任用職員の規則に従ってやっておりますが、兼任となりますと、これは補助金ではなくて、総務省からある特別交付税の措置になっていて、専任であれば1人当たり4百何十万円、400万円ほどの交付税の措置が見られると。兼任になりますと、上限で、すみません、正確なものはちょっとと言えないんですが、30万円ほどだったと思いますが、なるということで、年間ですね。そういうふうな割合になっていて、ただ兼任では先ほどおっしゃいました区長さん方のほうに、例えばこれらの課題がどうなっているかというのを調査しながら、区長さんと一緒になって、区長さん方に委嘱をして、その課題を解決するための行動を一緒にやっていく。まさに空き家対策とかそういったものは一緒にできるのではないかとということとは検討しているところでございます。

○ 議長(平良嗣男) 6番 大城邦彦議員。

○ 6番(大城邦彦) この集落支援員、ぜひとも頑張らせていただきたいと、そのように思います。

それでは、次に移住定住のほうに移っていきたいと思いますけれども、村長から回答をもらったんですが、メモする余裕もなくて、私ちょっと準備しているものを確認したいと思います。

大宜味村にとって最重要課題であります人口減少対策の一つとして移住定住促進は、本当に即効性のある大変有効な手段であると考えております。しかし、定住をしてみたいと思っても、安定でなくても生活ができる見通しや、収入がなければ移住定住につながらないと考えておりますが、この5次でも提案はしているんですが、今後どういうものを進めたいとか、そういうものがありますでしょうか。

○ 議長(平良嗣男) 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長(福地 亮) お答えします。

まず、これまであった空き家活用の、空き家改修補助金につきましては、先ほど村長からも答弁がありましたように、見直しと廃止を含めての検討をしております。いろいろな課題が、これまでの実績の中で上がってまいりまして、本当にこのままでいいのかどうかという心配が出てですね、本当に必要ない方でも移住してくるとか、いろんな課題がありました。その中で、それでも第5次総合計画、第2期総合戦略を作成する中では、働くことももちろん大事だということが調査の結果、また計画をつくる中では必要性が出てきましたけれども、それよりも重要な課題が住むところの確保というところでありまして、やはりこれを見直ししながら、これまでの調査の結果もあつたんですが、再度、調査をして、使える使えない、使わせてもらえる使わせてもらえないというところをはっきりした上で再度取り組んでいかなければいけないと。それは空き家だけではなくて、空き地についても同じように調査をして進めていくということで、まず今年は調査をしていこうということで考えているところです。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) どうもありがとうございます。今、大城議員から定住事業については非常に問題になっているのは空き家、空き地対策をどうするか。納骨、位牌の問題だと思いますけれども、その件についても、今後は行政で何らかの形で納骨堂とか、あるいは位牌の集積場とか、そういうものを事

業できないかということで今検討しているところですが、実は那覇市のほうが、今納骨堂のほうが識名園にありますけれども、行政でできないかというのは、お坊さんとの関係があつてなかなか難しかったんですけれども、最近、私に面談があつた方から、私は坊さんの免許も持っていて、お寺みたいな感じでそういう籍も持っているので、もし大宜味村がそういうふうな仕組みで事業を進めるのであれば、ぜひ協力したいというふうな話がありまして、大変うれしく感じたんですけれども、確かにふるさとを出てから中南部に生活している皆さん、本当は最後はこの地元に帰ってきたいという思いがあつても、なかなか墓地の問題で入れないというふうな状況があるということを知っております。その辺についても公営の納骨堂があれば、議会のほうからも声がありましたけれども、その仕組みができれば、空き地対策も進んでいくのかなという感じがしております。ただ私、今、そういう事業を進めていく中では皆さんの理解が得られないとなかなか難しいことがありますので、その辺はぜひ進めていきたいというのと、今、人口、大宜味村も国が示しているような人口、大分減っていくんじゃないかというふうな話がありますけれども、私はそう、楽観かもしれませんが、そんなに減るようなことはないんじゃないかな。目標に近い形でできるのかなという思いをしております。というのは、今養殖関係が、漁業、水産のほうは年間2,000トンのスギの養殖栽培をしていきたいということもあつて、向こうのほうも採用を何名かしたい。そして高速艇についても8名を、ぜひこの大宜味村から採用したいという西田社長の話がありました。それから友善さんの再開発を今やっておりますけれども、来月からオープンという話でありますけれども、その辺からもそこに定住する皆さんが、従業員がいます。そして今、建設されている恵泉塾ですね、恵泉塾のほうも8月には完成しますけれども、1月には事業を展開していくんだということで、医療関係、あるいは介護関係、看取り事業とかそういうものができるようになってくると、そこに大宜味村に定住をする人口が増えてくるのかなというふうに思っております。ちなみに現在、大宜味村の人口は4月末で3,054名、5月末で3,055名と1人だけ増えているんですけれども。というのは、3月には転勤とかそういうのがあつて一遍に20名近く減りましたがけれども、今後は、私はこれから徐々に、大宜味村の海浜公園とか、あるいはホテル事業とか、そういうのがやってくると、人口、あるいは雇用につながっていったら、人口も増えてくるのかなという思いをしているところです。ぜひそういうふうな方向で目標が達成できるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 今、村長からありましたように、空き家対策で一番ネックになっているのは、家族が時たま遊びに来るとか、そういうのもあるんですが、最終的にはやっぱり位牌があるから貸せられないというのが多分あるんじゃないのかなと。その辺の問題や、今村長が言ったように解決がもしできるのあれば、しなければならぬんじゃないかなと本当にそのように思います。ほとんどの実家で空き家になっているのは、まだ仏壇があつて、誰でもみんな面倒見ている方もたくさんいるんじゃないかなと思ひますが、本当にそのような状況だと思ひます。

それで、大宜味村には本当に潰れている空き家もあれば、ほつたらかさされてごみだらけになっているのが、つい私、田嘉里のほうで見てきたんですが、空き家対策においては、防災性、環境の面から解体などを促すなど、適正管理の推進はもちろんでありますけれども、地域活性化の観点からも空き家を活用して推進、移住につなげていくことも本当に重要であると思ひます。その空き家対策を図るための何らかの協議会が他市町村では空き家対策協議会というのものもあるんですが、その辺、村としては何か検討されていることはありますか。

○ 議長（平良嗣男） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

こちらの質問については、空き家対策協議会というのが全国的に起こってきています。そちらは国の示した空き家対策特別措置法に基づく協議会の立ち上げとか、そういったものがあってきました。我々も平成28年度からその立ち上げを目指して、地域おこし協力隊員と一緒に取り組んではきたんですが、なかなかいろいろな課題にぶち当たってしまって、設立に至らなかったんですが、今年度、空き家空き地の調査を含めて実施しながら、協議会の立ち上げに向けて、今実施計画をつくりながら取り組んでいるところですので、できましたら方向性として3月頃には見せられたらなということで、次年度の協議会設立を今目指して取り組んでいるところです。

○ 議長（平良嗣男） 6番 大城邦彦議員。

○ 6番（大城邦彦） 空き家利活用に対する調査というのは今からやるということで、空き家の現状というのは財務課あたりもよく知っていると思いますけれども、現状、この調査を使えるのか。そして財務課のほうがその所有者の件も分かると思いますので、その辺もぜひとも生かしてもらって、協議会を立ち上げて、検討していただきたいと思います。

それで空き家対策に関して、空き家の問題、この移住だけじゃなくて、貸してもらえるかどうかというのは行政だけでは絶対無理だと思います。それは地域の区長をはじめ、その地域の親戚とか、みんなの力をもって村挙げて、この5次計画に基づいた人口を上げていくというぐらいの気持ちが必要で、その中で地域ですね。今、各地域見てみてください。もう限界集落ですよ。子供の声すら聞こえない、僕らの根路銘なんかは。もう本当に字の作業もできないぐらい、もう本当に危機的な状況だと私は思います。一番栄えているのは結の浜だけです。本当にぜひともその辺をやっていただきたいなど。

実は、ちょっと面白いのがありまして、国の住み続けられる国土専門委員会から、都市部からの農山漁村への移住に関して、地域に求められる例として、1つに仕事、2つに生活の利便性、3つに自治体のサポート、4つ目に地域・人の魅力というのが挙げられているような感じです。それもその計画の中に十分入っていると思いますので、その辺は生かしていただきたいなど。

それで、ネットの中で非常に面白い事例があって、ちょっと時間がありますので読み上げたいと思います。「選ばれる地域になる方法～——、私さっき言ったんですけれども、移住促進は逆転の発想で地元の“縁”者を狙え！」と。これは熊本県立大学総合管理学部の丸山教授からの提案なんですけれども、ちょっと読み上げたいと思います。「移住者のほとんどが、「親や親戚が住んでいる」「親や親戚の土地や家がある」といった“血縁”や、「友人・知人がある」「以前住んでいた」「何度か訪れたことがある」といった土地勘を有する“地縁”とといった何らかの地域との関わりを有している人が8割を超えていた」。いわば地元の方ですよ、もともとを言えば。「また、今回の調査で、移住に際してアクセスした情報源についても聞いているが、「特に参考にしなかった」「親や親戚から」「友人・知人から」という理由がほとんどを占め、「全国移住サイト」「空き家バンク」「県や市のサイト」「役所」など公的やマス・マーケティング型の情報源は数%に留まるという結果であった。つまり、Uターン移住者は、情報源に関しても血縁や地縁に頼っていることがわかった」と。「では、移住促進のために、どんな施策が有効だろうか。実際の移住の大半がUターンであるとすれば、その潜在ターゲットを掘り起こせばよい。多くの地元の親・親戚、知人友人たちも、「帰って来て欲しい」と願っていると思われる。しかし、迎える地元側で土地や家の保有がなかったり、Uターン検討側も費用や仕事など様々な障害があつて踏み出

せないでいると考えると、この層にアプローチする戦略は非常に有効と言える。つまり、移住検討者ではなく、“待つ側”への逆アプローチである。待つ側は地元にいるため、アプローチやコミュニケーションコストは格段に低くなる、そして、何よりターゲットと“縁”のある人を経由した情報発信になるため、移住検討者への到達確率は高くなると期待される。移住の様々な形態の中で、Uターンだけが、「帰る人」と「待つ人」の2つの引力が存在する。その引き合う力に寄り添った地域のアプローチこそ、「確実な地方移住を実現するのではないかと教授は提起しております。この提起を大宜味村の戦略として生かされるんじゃないかという、我々のヤーニンジュはみな中南部に出ているんですけども、早いうちの大宜味村にこういう仕事が今度生まれるから来ないかとか、呼ぶというのもひとつのいいあれじゃないかなと思います。これで私の質問を終わりたいと思います。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 以上で6番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 安里重和議員

○ 議長（平良嗣男） 次に9番 安里重和議員の一般質問を許可します。9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 質問の前に、私の思いを一言だけ言わせていただきたいと思います。

今、私は、大きなリスクを背負ってこの質問に至っております。「雄弁は銀、沈黙は金」ということわざがありますが、議会または議員は住民の意見を吸い上げ、地域が抱える問題や行政の仕事がきちんと住民の豊かな暮らしにつながっているか、税金が無駄なく、正しく、効果的に使われているかななどをチェックし、議論していく場だと思っております。それでは質問事項に移っていきます。

質問事項1、会計検査院に指摘された事項等について伺います。

①指摘された大川川護岸工事及び大宜味村LED防犯灯取替工事の工事費相当額と市町村交付金相当額をお伺いいたします。

②会計検査院とのやり取りを通して、村の考え等を県のほうにお伝えして、県のほうの指示・調整をしたとの前回の質問で答弁していましたが、どのような話し合いが持たれたのか、お伺いします。

③変形基礎とは、どのような形の基礎なのか。

質問事項2、防犯灯の設置を。

村内の防犯灯設置の要望は村民、特にスクールバスを利用する児童生徒からも要望が上がっており、子ども議会の一般質問で3年前から質問されてきました。村の答弁は、街灯設置は各集落が管理運営することとなっており、村が街灯設置はできないと繰り返された。子供たちが通学路を調査し、その危険性を自ら訴えているにもかかわらず、村は改善しようとする意思が見えない。

次の点について、お伺いいたします。

①通学に関するスクールバス停に、防犯灯の設置は。

②災害時避難場所として各区公民館等が指定されていますが、防犯灯のない場所等について、どのように考えているか、お伺いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

（宮城功光村長 登壇）

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①につきましては、ふるさと河川環境再生・活用整備事業は総事業費8,342万7,740円で、交付金は6,674万2,000円。低炭素社会構築事業は総事業費9,436万7,160円で、交付金は7,549万3,000円となっ

ております。

②につきましては、令和元年12月の会計実地検査において指摘を受け、県を通して会計検査院とやり取りがございました。令和2年2月に手直し費用の説明を求められた際に、「工事設計書の体裁で作成するよう」やり取りがあり、土木工事標準積算基準書を参考に村において作成をしました。

調整につきましては、作成した設計書等を県を通して会計検査院へ報告しております。

③については、変形基礎につきましては、設計において直径50センチの基礎を一部切断し、基準に満たない基礎でございます。

次に2の①については、教育委員会のほうでお願いします。

②につきましては、防犯灯がない場所につきましては、現在、災害時の一時緊急避難場所として各区の公民館を指定しております。区民が避難する際、避難場所までの間、防犯灯がなく暗い箇所があると思います。

村としては、今後につきましても防犯灯の設置、維持管理につきましては、各区をお願いしていきたいと考えております。今後、防犯灯の設置、維持管理に関する補助事業がある場合には積極的に活用してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。
（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えします。

議員指摘の子ども議会において質問されました防犯灯の設置の件ですが、現在のところ教育委員会としては、その設置については厳しいと考えております。暗いときの下校については、バス停まで御家族の方に迎えに来ていただくよう、保護者へ改めて周知を図ってまいりたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 会計検査に指摘された事項についてですが、指摘された工事費相当額、市町村交付金額をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） では、LEDの件でお答えいたします。

防犯灯47か所工事費相当額、こちらは検査院のほうで算定した金額でございますが、1,216万2,960円となっております。交付金相当額が973万368円となっております。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） それでは大川川につきましては、指摘額が577万8,000円、補助率が0.8ということで、補助金としては462万2,400円です。それで返還につきましては1,000円の切り上げがありますので、462万3,000円となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） この工事費相当額と市町村交付金額の、この差額は村民の税金ですよね。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 工事費相当額に補助率を掛けた部分が交付金額ということで、結局この補助金に関しても全体で言えば、国の税金であつたり、そうなっていると思いますので、差額分だけではなくて、全てが税金となっていると思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私、今、国の税金は聴いていませんが、村民の税金として私は聞いたつもりだったんですよ。それにプラス返還金と、また新たな修繕費と、全てこれだけの損害をもらったと、村民は。その責任は全て村民が払っているのと一緒なんですよ。言っている意味分かりますか。

じゃあ、次へ移りたいんですけども、私は当時担当であった企画部市町村担当課職員や県土木建築部の職員、またそれ等々の方々から、今の状況を話しし、意見を聞き、勉強してまいりました。これは本当に担当課で積算を行ったんですか。それと県のほうは本当に指示されたんでしょうか、積算に対して。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

積算の方法につきましては、前回のほうでも答弁させていただきましたが、土木積算基準書を参考に担当課のほうで作成しております。先ほど村長のほうからも答弁がございましたが、県のほうからは工事、設計書の体裁で作成するようというところがございましたので、村のほうで基準書を参考に作成してございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私、3月25日木曜日、午後1時5分、私担当課の職員と話し合いを持っているんです。担当課の職員は、まず積算等に対して何一つ指示はしていないと。これは村のやり方ですから、私たちは言うわけにはいかんと。それを聞いたら、本当にじゃあ県のほうがこれ指示をしたんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 細かく、この単価を持ってくるようとか指示はございませんでしたが、当初修繕という予定でございましたので、見積書での……、検査委員からの工事費の費用を求められました。その際に、検査院のほうに提出する場合には、しっかりとこの工事設計書の体裁で作成するようということは県のほうからあったんですが、細かいこの単価を、これを持ってくるようとかそういった指示ではございません。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私は今、単価の話は何もやっていないんですけど、本当にじゃあ、県のほうは村で積算しなさいと言ったのかね。どうですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 検査院のほうから、この工事費用を求められましたので、村のほうで設計書を作成して、提出いたしました。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） この積算に、担当課でやっているんでしたら、積算基準書を参考にししてやりましたと。これはソフトを使ったんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） こちらにつきましては、平成29年度の事業に1回作成しておりますので、それを参考にソフト等を使ってということではなくて、当初の工事の発注の設計書を参考に、見ながらやっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) あのね、この積算書を見るとこれソフトなんですよ。ソフトを利用されているんですよ。私、課長からこれ取りましたよね。これソフトなんですよ。なぜかと分かりますか、細かいところを見て。全て記号が入っているじゃないですか。これ業者名まで入っていますよ。これはどういうことですか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) この設計書作成に至っては、どこか業者のほうにお願いして作成した経緯はございません。村のほうで作成しております。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) じゃあ、次に移っていきたいと思います。

修繕工事の請負契約書を見ると、工事費の半額となっていますが、折半とされる金額は、村はなぜ請求しなかったのか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 請求という形ではなくて、まず、この指摘事項に当たっては互いに非があるということで、係る費用に関して折半しようということを決めまして、予算計上に当たってはその折半の、村の負担部分を修繕費として計上させていただきました。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 今聞いている、村はですね、大変申し訳ありませんけれども、工事に対してどのくらいの非があったと思っていますか。業者と村との割合は。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 指摘を受けた箇所が47か所であります。1か所1か所、瑕疵部分を業者何割、村何割というふうに定めたわけではなくて、やはり業者のほうにつきましては、施行について瑕疵がございまして、また村についても管理、監督の部分において瑕疵があったということで、お互いに非があるということでの折半ということになっております。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) この答弁は何回聞いても変わらないものだと思いますが、こういう工事のときは、この折半する金額、半額は村は請求しなければいけないんですよ。請求して村が折半する金と合算して、その手抜き工事を行った業者を除外し、新たに別の業者を指名して、入札させるべきだと思いますよ。どうでしょうか。それは。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 議員おっしゃることも一つの策だと思いますが、今回につきましては、折半するということで、その1工区、2工区の請け負った業者と、随契を結んだところでございます。

○ 議長(平良嗣男) 9番 安里重和議員。

○ 9番(安里重和) 大変申し訳ございませんけれども、随契という言葉、今回初めて出てきましたね。あなた方が、私たち議員に説明したこの手抜き工事はどういう説明でしたか。実質、はっきり言って根入り不足だけの説明だったんじゃないでしょうか。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 指摘を受けた箇所につきましては47か所ありまして、47か所のうちの22か所が根入れ不足で、25か所が変形基礎であります。根入れ不足だけの説明だったんじゃないかという御

指摘につきましては、そのように意図的にしていることではなく、最初の指摘からその47か所の部分はあったということでございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、課長が変形基礎のことを言いますから、私はっきり言いましょうね。

私が令和2年12月の定例会で、根入れ不足は何センチあったのかの質問に対して、63センチから130センチまでとの答弁でした。それは実際は根入れ不足ではなく、円形基礎のφ50センチを30センチに、方形基礎500角を、前面幅50センチ、側面幅30センチ、高さ140センチを63センチから130センチに加工したものの基礎じゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時21分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時24分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

根入り不足に関しましては、63センチから130センチまでに変更し、施工していたということになっています。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 大変申し訳ないんですけども、これは変更を指示されたんですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 根入り不足に関しては、指示等はなく、ないといえますか、場所の変更等でそのような施工になったところもございますが、やはり根入り不足に関しては業者側の施工不良のほうの瑕疵のほうが大きい部分だと思います。村のほうで指示等のものは、63から130でしなさいというような指示はなかったと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、指示もなくして、これは業者が勝手にやったということになっているんですよね。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） お答えします。

議員お分かりかなと思っていたんですけども、実はこの変形基礎というのは何かといいますと、やはり道路沿いに立つものですから、その基礎を造ってきたものをそのまま埋めて街灯を立てると道幅が狭くなるということで地域の区長さんをはじめ、地域の皆さんからよしてくれということで、やらなくていいものを基礎をカットして、既設のブロックの基礎とかそういうところを切るわけにはいきませんから、この基礎のほうをカットして設置をした。二重の仕事をさせたということは大変行政の監督としてはまずいことでもありますけれども、これはやはり地域の皆さんの要望を聞いて、設置したというのがあのようなってしまったというのが現実で、特に大宜味工区が多いんですけども、大宜味工区の区長の皆さん方には大変御協力していただきまして、ありがとうございますと、感謝状まで与えている

ぐらいの理解を示しているわけですが、今議員がおっしゃるように、やはりそういう設計どおりやっていないというのは、村も業者のほうも瑕疵があったということでの、半分半分での、そういう折半という形で最終的には施工したということでありますので、御理解いただきたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、会計検査院から指摘された文書の中に、設計図書に基づかず不適合だと、たしか書いてあったと思うんですよ。その不適合というのはどういうものでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） まず、この根入れ不足に関しては、道路の基準のほうで街灯、140の埋設のものでの設計となっておりますので、それで安全性が保たれるというところのものを、それどおり施工できていないというのは、やはり変形基礎につきましても設計書どおりの施工ができていなかった分につきましては、安全性が保たれていないということでの指摘となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 単純に言えば、分かりやすくいえば瑕疵ですよ。それとですね、前回私の質問で、総務課長は新しく100%で工事を発注しているわけですから、この仕事を順を追っているかの質問に対して、総務課長は通常の工事の発注とは違って修繕請負のほうで行っているんで写真管理は国へ報告義務があるので、その辺を行っている。通常の新規工事と、修繕請負というところの書類が全て一致するかというところでは当たらないというところもございましての答弁でしたが、通常工事と修繕請負工事の違いを伺いたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

今回のこの予算計上につきましては、修繕費での予算計上とさせていただいております。通常、工事ですと、やはりしっかりとした契約書から完了の検査まで行っておりますが、通常修繕につきましては、見積書等の徴取を行って、発注して、今回の場合には契約を結んでおりますが、その後、修繕確認ということでの措置で、どの部分から工事での予算計上、どの部分から修繕の予算計上という明確な決まりはないのかなというふうを考えております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今の答えは全く答弁になっていないと思います。それは違うというのでしたら、なぜこの積算は通常どおりの工事の格好になっているんですか。それをしっかりと、亜熱帯割り増しも入っているじゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） この今回のものに関しましては、お互いに折半するということでしたので、予算計上に当たり、元となる額ということでこのように積算基準書を参考に作成いたしました。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、そうやって作成しましたと言っていますが、これは共通仮設費、現場管理費、一般管理費と必要だったんでしょうか。私は前回もそれは話しましたが、これも。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 繰り返しになりますが、お互いに瑕疵があるということでの折半にする場合に、元となる額に関しては通常というんですか、100%での積算を行ったところでございます。

- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） この共通仮設費は、おたく何に使われるか分かっていますか。多分、何も分かっていないでしょう。現場事務所や安全管理、工事案内板等も全てその予算の中に組まれるんですよ。それありましたか、安全管理等も。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 修繕ということでの今回発注ですので、書類等は事前というか、最後に提出させておりませんが、そこら辺、安全管理、平成29年度のこの事業のときにはその点把握できていると思いますので、安全管理等もしっかりされて、施工されたものだと考えております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 当初の工事はやっていたかも分かりません。今、私、今回の修繕工事に対しての質問なんです。それはありましたかと聞いているんです。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） この行っているかどうかというのは、ちょっと現場のほうでの確認はできておりませんが、この積算に至っては、やはり瑕疵部分のほうを差し引いて、元となる額、部分をやってしまうと、やはり決定しているというか、村のほうで業者のほうと折半するということになっておりますので、元の額というのは100%での計上となっております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 本当に全く答弁になっていません。これは直接工事費45%、共通仮設費55%なんです。工事費より大きいんですよ。それで、現場事務所は安全管理がない、品質管理がない、出来形管理がない、それで通ると思うんですか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 諸経費につきましても、積算基準書のものから参考に作成しているものでございます。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） その費用を、はっきり言って55%の費用をその工事で使ったんですかと言っているんです。それを使うために積算しているんでしょうが。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） この設計書を元に契約というよりも、手直し工事部分を直してもらおうということでの発注であり、積算としては設計書を用いてやっておりますが、業者のほうにこの設計書のほう、まず先ほど申し上げたように、積算に至っては折半ということで、村のほうでこの100%のものの価格のものを決定しているということになります。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 私たち議員は、総務課長から2回説明を聞きました。その2回とも手抜き工事とあなたははっきり報告しているんです。それにですね、この数量47か所ですが、入れても46か所なんです。数量も合わないんですよ。どうですか、これ。
- 議長（平良嗣男） 休憩します。

(午後 2時38分)

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時38分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 1工区につきましては42か所、2工区につきましては5か所での積算となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 大変申し訳ございません。これ抜けているのは田嘉里なんですよ。1本少ないのは。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時40分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時41分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

申し訳ございません。今、資料のほうを確認して分かったんですが、積算と実際に発注した箇所につきましては、田嘉里8か所で間違いございません。議員にお渡しした資料の作成の時点で、1か所抜けているところがございますので、そこはまた後で修正したものをお渡ししたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） あんまりたくさん、本当は言いたくないんです。図面もまともがないものですから、私、完成図1枚だけ、担当職員からもらいました。完成図も全て発注図面どおりになっているんですよ。なぜでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時43分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 2時45分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

たびたび申し訳ございません。時間取らせまして。この図面に関しましては、当初でも答弁いたしましたが、この積算等に関しましては、担当課で作成しておりまして、図面等に関しては、当初、平成29年発注時の図面を参考に修繕のほうを行った経緯でございます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 私が、これを言っているのは、当初の工事の完成図の話なんですよ。出来高図も何もないじゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 2時46分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きします。

（午後 2時55分）

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

御質問の出来高図につきましては、平成29年度当初でも提出させておらず、写真での管理となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、面白いこと言いましたね。なぜ工事完成図面がないんですか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） そこら辺は私のほうで、また、LED標準設計ということで基礎がありますけれども、その個数がかなりの本数になっております。標準で図面のほうで表示しており、出来高につきましては、写真管理のほうで管理をしていたということです。御理解いただければ。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 写真管理は分かりますが、その結果表等を作成すべきじゃないでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 今、書類のほうがないんですが、実際には結果表、写真プラス、写真管理でもプラマイの話もありますし、そこら辺のものについては表のほうで提出されているかと思いません。確認を後でやりたいと思いますが、お願いしたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） この質問ですね、私も今回で3回目なんです。3回質問していて、実際資料を持っていないというのはどうなんでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） すぐ答弁できなく大変申し訳なく思っております。

今後、こういったことがないようにしっかりと対応していきたいと思えます。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 代金減額請求もやるべきだと思っているんですよ。どうお思いでしょうか。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） 今、議員御質問の代金減額請求というのを、私は把握しておりませんが、この業者側のほうの請求ではなくて、折半での費用負担ということでの今回の措置でありますので、よろしく願いいたします。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、代金減額請求とはですね、売買契約の履行において引き渡された目的物が種類、品質、または数量に関して契約の内容に適合しない場合に、買い主が売り主に対して代金の減額を請求するということなんですよ。はっきり言って瑕疵です。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） この今あった瑕疵につきましては、業者側だけの瑕疵であれば、そのような措置も考えたと思いますが、今回につきましては、村のほうにも管理監督の部分で瑕疵がございますので、折半ということでの措置となっており、その折半部分の村負担分を修繕費のほうでの計上とさせていただきます。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） この工事で、変更契約と変更数量の変更等がありましたか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 修繕の請負の中では、そのものはなかったと思っております。当初のほうでは変更はございました。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） これ指摘されたのは、今回の修繕工事ではなくて、当初発注の工事なんですよ。変更があったということは、どのような内容の変更でしょうか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） 申し訳ございません。この当初の分の資料を今手持ちではなくて、変更があったのは確かではあるのですが、細かいどの部分での変更かというのは、今、手元ございません。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 私、また次回も同じことを質問するかも分かりませんから、今のうちで言っておきますから調べておいてください。資材の数量、掘削土量、基礎の形がそれだけ変わっているわけですから、生コンですね、まず。型枠関係と、その数量を調べて、お金まで計算しておいてください。
またもう一回やると私は話しましたから、また議会だよりなどを読んだ村民から結構な反響、意見がありました。内容は、「一般財源で手直し工事をやるということは村民の税金か」「絶対納得できない」「業者が責任を持ってやるべきだ」の意見が一番多かったです。また、「地元業者だったら、地元業者に押しつけたんだろうな」とか、また「伊平屋村みたいに住民監査までやるべき」などの意見がありました。村民に対してこれだけの損害を与えて税金を使っているわけですから、沖縄振興特別推進交付金事業で会計検査院に指摘された文書を公開できますか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） お答えいたします。
この振興交付金につきましては、県の事業であり、今回予算計上させていただきましたふるさと河川の部分と低炭素の部分につきましては、ふるさと河川につきましては知事宛ての文書、また低炭素に関しましては、検査課の課長からの県への文書となっておりますので、村のほうでの、あくまでも文書の宛先としては県となっておりますので、村のほうでの公表はできないものだと考えております。
- 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。
- 9番（安里重和） 私、最初に県の方と勉強会をやりましたと言いましたよね。これは村の税金を使っているのだとしたら、村民に公開してもいいんじゃないかとはっきり話していました。この宛先ですね、今、知事と言いましたけれども、本当に知事でしょうか。
- 議長（平良嗣男） 総務課長。
- 総務課長（知念和史） お答えいたします。

ふるさと河川につきましては知事宛ての文書で、低炭素社会につきましては企画部長宛ての、検査院からのものにつきましては知事宛て、ふるさと河川ですね。会計検査の課長から県の企画部長宛てのものが低炭素となっております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） 今、言ったとおりなんですよ、知事じゃないんですよ。宛先は沖縄県企画部長なんです。送り主は会計検査院検査第二課長なんですよ。私、スタートでも言いました、勉強会もやってきた。それでたくさんのお話を今いろいろ言っていますが、やっぱり村行政のほうももっともっと勉強してやっていただきたいなと思っています。どうですか、これ公開できませんか。もう一度確認しますが。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

このふるさと河川のものとは低炭素のものにつきましては、宛先等、送り主等は変わりますが、県のほうにもお伺いして、また検討していきたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 9番 安里重和議員。

○ 9番（安里重和） じゃあ、次回までには答えを出してもらいたいと思います。

防犯灯のほうに変わるんですけども、ここ最近、琉球新報のデジタル版でしたが、6月13日に出たデジタル版ですね。帰宅途中だった10代の少女に強制わいせつの疑いで男を逮捕、豊見城署とあるんですが、ちょっと内容を読みますと。豊見城署は11日、沖縄本島南部の10代少女にわいせつな行為をしたとして、強制わいせつの容疑で、那覇市上原の自称防水塗装工の男28歳を逮捕した。署によると男は容疑を認めている。逮捕容疑は、今月の3日、午後5時34分頃、帰宅途中の少女に衣服の上から胸を触るなどわいせつな行為をしたとあります。事件が起きています。その子供たち、冬場子供たちが部活を終えて帰る頃には、辺りは真っ暗になっています。事件や事故に遭遇する危険性、その危険性を知っているのが一番子供たちだと思っています。子供たちの願いをぜひかなえてやってほしいと思っています。最後にどうでしょうか、村長、教育長。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） 議員指摘のとおり、子ども議会の中でも子供たちからの要望は出ております。さっきお答えしたように、補助事業等があればそれに乗っけていきたいというのと。また新たな村道の整備事業の中で、何とか、その防犯灯の設置ができるかどうか。そういうのも検討しながら進めていきたいと思っています。

確かに子供たちの危険場所というのは、塾とかいろんな形で遅く帰る子供たちもいますけれども、その辺については、さっき教育委員会が答えていたように、やはり親のほうでもある程度はしっかりと対応していただきたいなという思いもしております。とにかくその防犯灯については、できるだけ事業ができるものを優先的にやっていきたいなというふうに思っております。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

○ 教育長（米須邦雄） このことにつきましては、村長部局と十分調整を重ねて、そういうことでまた取り組みをしていきたいと考えています。

○ 議長（平良嗣男） 以上で9番 安里重和議員の一般質問を終わります。

○ 議長（平良嗣男） 3時20分まで休憩します。

（午後 3時12分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時20分）

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（平良嗣男） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1. 安心・安全な生活の確保について。

（1）2021年3月定例会で村立農村環境改善センター前バス停留所の待合所施設屋根が約3年も無く、村として妙案がないかとの質問に対してどうなったか実現性のある説明を求める。

（2）喜如嘉区域において、台風災害の避難所に喜如嘉公民館が指定されているが、外便所で大変危険であるので、内便所に改築するか。また、改善センター利用要望の実施ができないか。現在、村立施設の芭蕉布会館では利便性、安全性を高めるために2階にも便所を設置する。また、喜如嘉公民館で実施していた住民健診も安全性や利便性から改善センターでの利用が定着している。衛生、安全性、利便性から住民の命を守るための対策ができないか説明を求める。

（3）2019年12月定例会で国道根路銘地区のゆずり車線の工事が実施されると住民や利用者が危険にさらされると思うが、どのように対応するかとの質問に対し、村としての要請など行ったことがなく、指摘については国道事務所に意見として報告すると答弁をしている。しかし、現在埋立地域の工事現場は、急カーブや交差点が隣接して「ゆずり車線終わり先150m」「短いゆずり車線」と立て看が注意を促すように、ゆずり車線は事故を誘発する恐れがあるのではという声が増しに村内外から聞こえる。安全な車間距離は乾いた舗装通路で時速50kmで、走行で35m以上必要、ゆずり車線150mの区間で1台ゆずるのにどれだけのスピード走行が可能か？ 2台ゆずるのにどれだけのスピード走行が可能か？ 安全で安心な道路区間を確保ができるのか不安がある。村立診療所入口から国道に抜ける道があるが、事故を誘発する恐れがあるということで現在も通行止めのバリケードを設置している。しかし、村は国道事務所と「対向車線へのはみ出しによる事故を防ぎ、安全で安心な道路区間を確保」等をどのように調整したか、さらに車道拡幅するために村有地が利用されているのか説明を求める。

2. 透明性や公平性、公正性な行政運営について

（1）2021年3月定例会で村長は、契約担当課と事業課において検討した結果、予定価格の事前公表については、公表することにより予定価格が目安となって、競争が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから、村としては契約締結後に公表する。最低制限価格の複数設定については2021年4月以降の入札から実施の準備を進めていると説明している。しかし、繰り返し特定の業者との契約や最低制限価格との入札割合がほぼ100%で、LED防犯灯取換工事の施工に会計検査院が手抜き工事を指摘され、工事施工や検査のずさんさが浮き彫りになった事例は癒着そのものである。官製談合が延々と続くかのように、村民、議員、請負業界や県警からの疑惑の実態を示したようなもので官製談合疑惑が晴れるものではない。予定価格の事前公表することで談合が一層容易に行われる可能性があることなど、事の真相をはぐらかし業者に背けているのではないか。工事成績評価、総合評価落札方式などを制度化をし、入札・工事管理監督体制を充実させる

ことが行政の信頼を取り戻す課題である。まずは、予定価格の事前公表により官製談合がなくなり、透明性や公平性、公正性な行政運営に繋がると確信するが改善はないか説明を求める。

(2) 2021年3月定例会で村は、旧塩屋小学校跡地活用事業「バナメイエビ養殖事業」と称して運動場で養殖場を設置し事業を展開しているが、村民、県民、全国的にも迷惑かけた事業になっている。住民説明をしてもらいながら今後どのようにしていくかと調整を図っていると説明をしている。また、公募かけた時に、要綱で新規事業者を立ち上げることが可能となっているとし、公募、公募申請、事業選考、法人設立、契約締結を順次処理をしている。しかし、募集要項の応募資格に①事業の実施に必要な能力を有していること。②当該資格等の基準日は告示現在とするなどがある。旧塩屋小学校跡地活用事業賃貸契約者の一般社団法人ユーティリティーセンターの計画書の概要には体育館・校庭は催し・集会時などに利用（一般にも開放）等がある。また、法人設立の事業目的は、地域貢献、教育活動、観光推進をテーマにした活動を目的とし、その目的のために次の事業（省略）を行うとしている。なぜ、公募申請にある施設計画どおり実施をしていないことや、事業選考決定後に法人設立して契約締結している現実は公平性や制度に背く行為である。学校跡地は、村共有の貴重な財産であり、教育・文化と地域コミュニティの中心的な役割を担ってきたことから、村総合計画における基本目標・理念を基に、村づくりの将来像や村民全体の利益という観点から利活用を促進しつつ、地域活性化に寄与できることが見込まれ、地域住民から理解を得られる事業であることを前提として進めるべきものである。今後、旧塩屋小学校跡地活用事業をどのように推進していくのか説明を求める。

3. 介護・新型コロナウイルスの対応について。

(1) 字津波所在の(有)介護サービス施設からデイサービス利用者と家族に対しデイサービス事業廃止の通知があり、利用者と家族は介護崩壊の兆しを感じ困惑しているところである。これまでに、沖縄県介護保険広域連合は、高齢者がどのような状況においても住み慣れた地域で、自立した生活を続けていくためには、質の高い介護サービスの提供と地域で高齢者を支えていく仕組みづくりが大切である。高齢者が、住み慣れた地域において生涯を通して自分らしく健康で明るく、社会の一員としての役割を担い、生きがいを持って豊かに暮らしていくことができる介護保険事業に取り組むことを基本理念としている。本村においても沖縄県介護保険広域連合の構成市町村として要支援、要介護者等が可能な限り地域の中で自立生活をできるように、介護事業の包括的な推進と質の高い介護保険事業を実施してきたとしているが、村は現実を受け止め、これまでどおりの介護サービスが受けられるような体制をどのように推進していくのか説明を求める。

(2) 新型コロナウイルスに対する村内の現状、課題と対策はどうなっているのか？ また、昨年の「持続化給付金」の村のサポートの取り組みがあったが、今月中旬から申請が始まる「月次支援金」などの対応をするのか説明を求める。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

(宮城功光村長 登壇)

○ 村長（宮城功光） お答えいたします。

1の①喜如嘉第1バス停の設置については、令和2年6月19日に沖縄県バス協会に要請しております。引き続き当該停留所の上屋設置の早期実現に向けて要請してまいります。

喜如嘉公民館については、現在、村では一時緊急避難地域避難所として各区の公民館17か所を指定させていただいています。区長の皆さんには台風時等の避難者への対応には感謝をしているところでござ

います。議員御指摘の改善センターの利用に関しましては、本年度、地域防災計画書の見直しを計画しておりますので、見直しで検討したいと思います。

ゆずり車線につきましては北部国道事務所との調整において、国道58号の村内区間において新規で2か所のゆずり車線を設けたいとのこととお話があり、これまで調整を図り現在の状態となっております。なお、議員御指摘の箇所におきましては上原区での事業説明を行い、区民からの要望を取り入れながら、国道事務所において交通法令を基に施工を進めているところです。

また、村有地の利用については、国道事務所との協議の中、村の施設計画等において埋立用地の外周歩道が必要なことから相互利益を考慮した上で、歩道を今回の国道の事業で整備していただいております。用地については村有地のままの施工となります。なお、今回の国道整備についてはゆずり車線の整備であることを御理解いただきたいということです。もう一回申し上げます。今回の国道整備については、追い越し車線ではなくて、ゆずり車線の整備であることを御理解いただきたいと思います。

2の①につきましては、予定価格の事前公表につきましては、公表することにより予定価格が目安となって、競争が制限され、落札価格が高止まりになること、業者の見積もり努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があることから村としては、契約締結後に公表してまいります。

最低制限価格の複数設定につきましては、令和3年4月に要綱を制定し実施しております。

(1)につきましては、バナメイエビ養殖事業の問題から、蔓延防止措置が解除となり、今後の事業進行について、昨年度の住民説明会時にあった意見等も踏まえて、村民への丁寧な説明を行うことを求めており、コロナ禍の中で説明会開催については、区長会意見においても見送りとなっているなどありましたので、再調整し、住民への説明の方法を検討し理解を求めるよう要求しているところです。

併せて、当初計画にある事業については、進捗はあるものの、コロナ禍においてストップしているものもあるようです。そのあたりも説明してもらい、しっかりと事業を遂行し村の発展に寄与できる事業として取り組んでもらうよう調整を進めてまいります。

3の①につきましては、デイサービスやんぼるの事業廃止については、事業所から聞いておりますが、これまでどおりのサービスが受けられるよう、利用者の引継ぎ先についてはしっかりと調整していただきたいと考えております。

(2)につきましては、緊急事態宣言発令に伴い、飲食店等、複数の事業者が休業するなど、深刻な影響があるものと思っております。全てに対応することはできませんが、今議会の補正にて、地域振興券の発行や観光事業関係のクーポン事業を予定しております。

支援金関係については、手続きにつきましては、直接、国や県、金融機関などへ行うこととなっているものがほとんどでございますが、我々も、その内容はできる限り把握できるようにし、担当課において相談窓口となり対応してまいります。

○ 議長（平良嗣男） 教育長。

（米須邦雄教育長 登壇）

○ 教育長（米須邦雄） お答えいたします。

スクールバスの待機場所は、現在、令和2年11月30日に改善センターへ待機場所を変更しているところでございます。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午後 3時37分）

○ 議長（平良嗣男） 再開します。

（午後 3時38分）

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） 国道のほうのゆずり車線で150メートルの区間で1台あたり速度50キロで走った場合のゆずり車線で何台抜けるかということについては、ここら辺については我々のところで今資料がないです。国道のほうでの積算になると思いますので、そこら辺については、今後、調べてまた報告したいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 副村長。

○ 副村長（島袋幸俊） 最初の答弁で、村長のほうがゆずり車線ですよ、追い越し車線ではないですよというのがありました。ゆずり車線にストップして譲った場合には、20キロでも30キロでもゆっくり追い越しできると思うんですよ。ゆずり車線ということはそうだと思っております。例えば村道あたりで、後ろから車が来たときに前にどうぞという形で止まった場合には、村道を30キロで走っていても追い越しはしていけると思います。そこもそういうふうに、やはり運転者がマナーを守って、自分はゆっくり走っているからゆずり車線に一旦ゆっくりして、後ろから来る車にどうぞといった場合に、非常に気持ちもよくなると思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、説明があつたけれども、ゆずり車線で10キロ走行になるか、止まるかというふうなことになっているという説明がありました。そして上原で説明があつたというような話もありましたけれども、この問題について、先に話しますが、なぜこのゆずり車線の標準的な延長は幾らなのか。国土交通省が出したものを教えてください。

○ 議長（平良嗣男） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（新城 寛） ゆずり車線の距離については、申し訳ございません。村のほうではちょっと分かりかねるので、この辺についてももう一度調べていきたいと思っておりますが、今回150メートルと書いているところですけども、実際には190メートルございます。図面のほうで言うと190メートルのゆずり車線になっているということで御認識をお願いしたいと思っております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 急カーブや交差点が150メートルの車線がある場合に必要なのかということで、私現場事務所へ行って、監督官から聞きました。150メートルだと。図面から見ました。そしてゆずり車線、さっき150メートル、短いゆずり車線の立て看は工事中に事故を起こすおそれがあるから立てているのかといえ、これは国道事務所から設計、発注でそうやっていますと。図面ももらいました。約150メートルということで、それもありました。それで基本的には国土交通省がゆずり車線を占めている標準的な延長が1キロから1.5キロ、そしてゆずり車線2キロ程度ある場合は何台もの車が抜くことができますと。追い越しじゃないですよ、抜くことができます。そういう観点でですね、逆に私だけじゃなくて、事故を誘発するんじゃないかと。だからほかのところ、この標準的なものの感覚の人が多くいます。この辺はですね、ほとんどの人がおかしいんじゃないかというふうに認識されていますので、事故が起こらないように。私が先ほど質問した診療所前の、この道路も国道にあそこから出入り

すると事故の誘発をするおそれがあるから、そこの出入りは控えてほしいということでバリケード張っているというふうな認識なんです。今、言われたように、この車線が大変厳しいものだ。私はそれを標準的な感覚でやると本当に事故を起こすんじゃないかなと思っています。だから取り壊しなさいとか、云々の話じゃないですけども、この案内板とか、よほど注意喚起をしたことをやらなければ、この国道で、前に大きな事故があったとき、全面封鎖されたときにほとんど立ち往生していますよ。なぜ、今担当課長も村長も追い越し車線じゃないと、そう言えるのかというのは。それでね、本当にこれは私が計算したものではね、1台ゆずるためには、急にスローダウンとか云々なくて、1台ゆずるためには100メートル10.59秒になるので、15秒84になる。時速34キロ。これは陸上選手のトップたちが走るぐらいの距離、スロー入れたら、もうちょっと落ちますよ。2台入れる場合は、これは時速29キロ、12秒24。私がでも計算して出したのに、調整した村がそれを出せないというのはとんでもない話ですよ。それを考えてください。だから今後、今つくったものについて、村民に歩道の件、村有地を提供しているんだということと、きちんとどういうふうな安全対策をするか、次の機会を話をしてください。今日はこの辺で止めます。

それから1番の(1)、3年間もバス停留所の上屋がないことを言っているんですけども、3月議会でもまた交渉すると言っていたんですけども、その3月議会後、村長は安全協会に要請したのか。それをきちんと答えていただきたい。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(宮城功光) どの安全協会ですか。

(「失礼いたしました。バス協会です」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 吉浜覚議員、あまり慌てるな。ちゃんと言われてから進めてください。

総務課長。

○ 総務課長(知念和史) 村長答弁でも申し上げましたが、令和2年6月19日にバス協会のほうに要請しております。このバス協会のほうには年イチで監査とか、事業の監査等がございますので、そのときにその都度、1回はお話をさせていただくということで、要請のほうはしておりますが、やはり大山議員の質問のときにもお答えしたと思うんですが、協会のほうも要請の件数多くて、なかなか順番としてはすぐ回ってくるということは、お約束できないというようなお話でございましたが、やはり継続して今後も要請等、意見交換会等をやっていきたいと考えております。

○ 議長(平良嗣男) 副村長。

○ 副村長(島袋幸俊) ちょっとゆずり車線の件については、やはり今までのゆずり車線と比較した場合、短いなというのは私たちも痛感しております。そのあたり吉浜議員が心配していること等を国道事務所のほうには伝えていきたいと思っております。この設計あたりも、国道事務所が責任を持ってつくった設計書だと思っておりますので、そのあたりも含めて話はしていきたいと思っております。

上原区民にとっては、これまで何回か調整して、要望等も上がってきて、区民からは自分たちが想像していた以上のことをやってもらったという感謝の言葉があります。例えば右折帯が設けられたとか、あるいは入り口の標識ができたとか、あるいは街灯等、墓地の駐車場等の整備等、こういうものがある、ちゃんとした感謝の声もあります。吉浜議員の今回の要望についても、国道事務所のほうには伝えていきたいと思っております。

○ 議長(平良嗣男) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 国道の件はお願いしたんですけれども、副村長から上原のほうでは評価しているという話ですけれども、確かに右折の件については、上原の住民に対してはよいだろうと思っているんですが、国道を利用するものにとってはほとんどは迷惑だと私は感じています。そして根路銘の住民説明会では、必要であれば、必要な場所で安全な確保ができるところを用地取得してやってくださいということぐらいまで注文していますよ。なんでこんな結果になっているかととても残念に思っています。副村長が言われたように、つくったものはもうそれは活用しないといけないから、最大限事故が起らないような形の対策は取っていただきたい。

それとあと、バス協会に大山議員から話して、そのとき前後に話して進展していないということをお話しているんですけれども、要請が幾らもあるから、郷友会の会長はアポ取ったり、何回もしています、喜如嘉の。こちらが動かないからといって、私は村議しているから、村長からきちんとやってもらいたい。

それで今、教育長から言われたように、子供の送迎については、改善センターまでバスを入れているんですよ。その誘導員が3名ないしそれ以上いるか。警察も来ています。もしそうであるんだったら、バス協会に改善センターまで入れてくださいと、教育長がやっているように。そうするか、立てるか、辺土名高校前にあるバス停は当時、生徒がバスを待っている間、風雨にさらされて大変だと、気の毒だということで、当時の大田元県知事が県予算で設置しています。それぐらいの腹をくくって、妙案はないかというのは私はその意味で言ったんですよ。ぜひ9月議会にはそういう返答ができるようお願いしたいと思います。

それから1の(2)、また同じような形で台風の時期に来るんですが、避難所として毎回同じ返答をしているけれども、なぜこの時期に芭蕉布会館ではトイレの増設ができて、喜如嘉公民館でできないのか。何で途中、防災計画は途中で見直して挿入すればいいんじゃないですか。そういうことで、とにかく空き家対策の話もあって、いろいろ年寄りの話などもあります。ひとり暮らしの人も結構います。そういう危険にさらされているので、晴れた日はとても便利です。戸締まりした後も夜も使えるし、休みのときも使えるけど、ただし、台風ときは、前に話したときはポータブルトイレを利用したらいいんじゃないかという話でしたけれども、片や芭蕉布会館はコロナで予算つけて設置しておりますよ。ただ、私は改善するのもいいんだけど、そうできなければ改善センターに指定してほしいと思っています。もう一度、答弁を求めたいと思います。いい方向での答弁をお願いします。

○ 議長(平良嗣男) 総務課長。

○ 総務課長(知念和史) お答えいたします。

この緊急一時避難場所につきましては、各区のほうから推薦をさせていただいて、村のほうで場所のほうを指定させていただいております。ですので、村長のほうの答弁でもございましたが、今年度ちょっとコロナのもので年度内で完了するかどうかちょっと危ういではありますが、地域防災計画の見直しの年として予算のほうも計上させていただいております。喜如嘉区のほうで、改善センターのほうを一時避難場所として推薦していただいた場合には検討してまいりたいと思います。しかしながら、改善センターとなると、やはり謝名城区、田嘉里区とも調整しながら、また新庁舎等も据えた避難所の設置等も考えていかないといけないというところになりますので、そこら辺はこの地域防災計画の見直しの中で検討してまいりたいと思います。よろしくお願いたします。

○ 議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長（宮城功光） 吉浜覚議員、何度も言うようだけど、あなたが我々行政に質問の中で、あなたの思いを要請しているんですけども、実際、区からの、区長からの代表で要請があった場合には対応しますけれども、やはりその辺はしっかりと区のほうからの要望だということをしかり分かるようにして要請をしていただいたら、行政は対応がやりやすいのかなと思っています。今までも何度もあるんですけども、あなた個人の考えをずっと言っているような感じがします。その辺をちょっと考えて要請をしてもらいたいと思いますのでよろしく。質問の内容もですね。そういうことです。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長ありがとうございます。この避難所の件は、文書では出してないけど、区長が何回か足を運んでいるということを認識しています。いい方向で返事してもらいましたのでありがとうございます。

それから2番の（1）について、毎回同じ発言をして、前回と同じ発言をしているんですけども、最低価格の複数制度は今実施していると。予定価格が何でできないかということで、私は予定価格が目安になって競争が高止まりになること、業者の見積もりを損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性がある。そしてこの予定価格は設計価格であり、適正価格だと私は認識しております。それでこの見積もり努力を損なわせるというのは、むしろ先ほど前任者の一般質問でほとんど村の対応のずさんさが露呈したんじゃないかなと思われま。その意味でも、前回もそうだったけど、工事成果評価の通知もしていない。さっき管理監督者の責任の明確も自己反省というふうな形も出てきたわけだから、当然それを充実させてやっていくのが行政だと思います。先ほど聞いていたら、もう繰り返し繰り返しその転嫁をしている。私は前にも言われたように、県警に事情聴取されました。そのことを議会の議長や局長に報告もしました。どうにか、その官製談合のできないような仕組みづくりをやるべきじゃないかと。名護にいい事例があるからそれを適用すべきだということをおっしゃいます。そうしたら、県警は職員名簿、職員の家族には請負業者もいるんじゃないかと。そういうことまで入って話をしているんですよ。この建設情報のリストとか全てやって、今、私が議会だよりに載せたら、やっぱり私にも話がありました。いろいろ出てきておりますので、ぜひとも私は官製談合をなくし、先になくして、工事総合評価落札方式などの制度化をして、入札・工事管理監督体制を充実させることが信頼を取り戻す課題である。そのことを業者にいろいろ、先ほどもあるような話をいろいろしているんですが、私は村の体制にあると思っています。それをいい方向で、私もまた最低価格のものだけじゃなくて、予定価格のものもやるべきだと。この墨塗りしたり、予定価格を出さなかった時期は……。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員、時間が少なくなりましたので簡潔にお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） そうしたら、この時期に集中しております。よろしくいい方向で答えてください。対処してください。

○ 議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（宮城功光） ありがとうございます。

吉浜議員、あなたがいつも言っている100%の確率で落札しているというふうな話は、本来、業界の中では、こういう最低価格を100%というのは普通はないんですよ。予定価格の100%ということであれば分かるんですけども、ほとんどが最低価格、競争力を高めている。さっきも言ったように、予定価格を公表してしまうと、この予定価格に近い金額で落札するわけですよ。その中には、補助事業の中にはお互いの裏負担分があるわけですけども、その辺も加味した場合はどうしても予定価格の公表は

競争力を高める意味ではマイナスに転じるのではないかなというふうな思いで、選定委員会のほうでは、今、公表する必要がないんじゃないかという。落札後に予定価格の公表をしようというふうなことになっているんですよ。あなたがいつも言っているのは最低価格の100%ですよ。実際、普通議会の入札の場合、工事案件の場合は100%というと、予定価格を100%という基準をするんですよ。そういう意味をぜひ理解しながら質問してくださいね。皆さんが、議会だよりにこういうふうに書いてしまうとですね、住民は「ああ、そんな100%で工事を取っているんだ」という誤解をしてしまう例がたくさんあるんですよ。そういう意味では100%というのは、予定価格の100%という意味であって、最低価格じゃないんですよ、実際。そういうことを御理解いただいてほしいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 2の（2）、バナメイエビ、学校跡地利用の資格条件ですけれども、事業の実施に必要な能力を有していること。それから当該資格の基準日は告示現在となっています。

○ 議長（平良嗣男） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。時間切れです。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

長時間大変お疲れさまでした。

（午後 4時05分）

令和3年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和3年6月16日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和3年6月16日 午前10時00分)
散 会 (令和3年6月16日 午前10時42分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	大 城 佐 一	6番議員	大 城 邦 彦
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	宮 城 貢
3番議員	仲井間 宗 利	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	友 寄 景 善	9番議員	安 里 重 和
5番議員	大 山 美佐子	10番議員	平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	宮 城 功 光	教 育 長	米 須 邦 雄
副 村 長	島 袋 幸 俊	教 育 課 長	宮 城 豊
総 務 課 長	知 念 和 史	農 業 委 員 会 事 務 局 長	花 田 義 徳
財 務 課 長	真 喜 志 亮	監 査 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	佐 久 川 紀 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	知 念 和 史
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮		
産 業 振 興 課 長	花 田 義 徳		
建 設 環 境 課 長	新 城 寛		
会 計 課 長	宮 城 敦		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 0 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質 疑 委員会付託
2	議 案 第 2 1 号	村営住宅短期貸付条例を廃止する条例	質 疑 委員会付託
3	議 案 第 2 2 号	江洲地区農道整備工事の請負契約について	質 疑 委員会付託
4	議 案 第 2 3 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	質 疑 委員会付託
5	議 案 第 2 4 号	令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付託省略
6	議 案 第 2 5 号	令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）	質 疑 付託省略
7	議 案 第 2 6 号	大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則	提 案 説 明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第20号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第20号は、総務常任委員会に付託します。
-

◎議案第21号の質疑、委員会付託

- 議長（平良嗣男） 日程第2 議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 提案理由に大宜味村字喜如嘉750番地の1、土地及び建物の権利の譲渡に伴い、当該施設の管理を定める本条例を廃止する必要があるため、この案を提出するということになっておりますけれども、その財産処分は適正になされたのかお聞きしたいと思います。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

- 総務課長（知念和史） 登記のほうで、前議会のほうで申し上げましたが、建物の登記のほうの一部、3階部分だけの登記になっておりまして、その1、2階のものを新たに登記するということですね、最初の予定よりも大分遅れておりますが、今、所有権移転の登記申請をされて、多分、今週、来週までには完了する見込みであります。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 今、総務課長から説明を聞いたんですけれども、まだ一部処理が残っているということでしたので、それはちゃんと終わってから廃止するのが建前じゃないかなと思っていますけれども、その件は、もう一度、その辺についてどういうふうな担保でやるのか、きちんと説明をしてください。

- 議長（平良嗣男） 総務課長。

- 総務課長（知念和史） こちらのほうは、契約のほうはもう完了しているということで、条例のほうの提案となっております。

- 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

- 8番（吉浜 覚） 前後するんですけれども、そういうものは全て終わって廃止条例を提出するべきと思っていますので、今後そういうふうなことがないようにしていただきたいと思います。また、今言われた諸問題については、事が、問題が起こらないように、どこも負債というか、負の条件を背負わないようにしていただきたいと思います。そういう意味ではきちんとやっていただきたいと思います。

以上でもって終わります。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。
(発言する者なし)

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。
ただいま議題となっています議案第21号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第22号の質疑、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第3 議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 今まで念願でありました、一般質問等でも出まして、計画がいろいろありましたけれども、東村にまたがっているということで時間を要したと思います。工事も発注されて非常にうれしいことではありますが、東村との、この工事について、東村の中に入っていますけれども、工事をするということになっておりますけれども、東村としてはそういう解決策というんですか、どういった形でそういう、ちょっと言葉足らずではあるんですけども、いいことではあるんですけども、解決策はどういった形でやったのか聞きたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の御質疑にお答えいたします。

東村と何度か協議のほうをした結果、本村のほうで農道の舗装や排水路等の整備を行うことになりました。今後、管理については、東村、県、国と調整をして、大宜味村のほうで管理をしていくということになっておりまして、実際に令和元年10月29日に東村と協定を交わしております。以上です。

○ 議長（平良嗣男） 3番 仲井間宗利議員。

○ 3番（仲井間宗利） 自分もちょっと見てびっくりしたんですけども、そこまで入っていたのかなという感じはしました。2号道路のほうは青年隊入り口のほうまで調査をして、以前には大宜味村がやっているというわけですね、この道路整備工事。以前は、そうではない？ 東村がやったの？ ああ、県で。はいはい。県でやられて、境界ということでいろいろ事業が出たということだね。今、課長がおっしゃっているとおり、お互いに東村と県とそういう調整をして、お互いで工事を進めて、管理も出てくると思います。そういう面も、行政区は大宜味村にあるわけですから、そういういい方向で進めてやっていただきたいと思います。ありがとうございます。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど答弁にあったけれども、大宜味村が管理するということになっているんですが、もちろん固定資産税とか、周辺の土地のものについては、東村に行くと思います。この工事について全て大宜味村でやって、東村には全く負担というのは発生しないわけですか。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 御質疑にお答えします。

協定を交わしておりまして、工事の負担は、国、県、それと大宜味村で負担するというので、東村のほうは負担はありません。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 昨日の安里議員の一般質問にも関連するんですが、LED防犯灯取替え工事において、会計検査で指摘され、工事施工ミスというんですか、いわゆる手抜き工事が発覚して、村役場も監督不十分だったということで双方に責任があるということで、修繕は折半したということがありましたが、こういうことはあってはならないことなんです。二度とこういうことは起こしてほしくないという思いからお聞きしたいのですが、この江洲農道工事、これは予定どおり工事完了して、検査院も検査して、合格通知して、工事が完了した後、後日、施工ミスとか手抜き工事が発覚したときに、また大宜味村の監督が行き届きだったということで大宜味村が手直し工事の一部負担することがないようにしなければならぬと思います。そのために監督はしっかりして、やらなければいけないんですが、書面でそのことを担保しないといけないんですね。ですからこの契約書の中に、今回の契約書は1枚が資料として示されているんですが、この工事が終わって後日、手抜き工事とかが発生した場合、大宜味村はその手直しの工事修繕費は負担しないという明確な契約書というのは、今回の契約書の中にありますかお伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 総務課長。

○ 総務課長（知念和史） お答えいたします。

従来使用している工事の契約書のほうには、瑕疵担保の情報がございますので、従来使っている契約書のほうには入っているということでございます。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 瑕疵担保があるということなんですが、LED工事のように役場が負担するということも発生しているので、瑕疵担保のほうを業者と役場の双方でしっかり確認して、明確にして、後々疑義が生じないように、手抜き工事があった場合はもちろん業者負担、役場は負担なしということを確認してやっていただきたい。そして役場の監督もややもすると、村内業者ですので、ちょっと言葉は悪いがなれ合い主義とか、気が緩むとか、そういうことがあってはなりませんので、ぜひ監督責任はしっかり目を光らせて、緊張感を持って業者にも工事を進めてもらいたい。そういう態度で臨んでほしいと思います。LEDの取替え工事であったように、これを教訓にして、工事の在り方をしっかり検討していただきたい。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第22号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第23号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 質疑に入る前に、ちょっと私語ですけれども、昨日一般質問をして、帰り際に結の浜を通ったら、一般質問で横断幕の話をしたんですが、向かうときは国道を通って見えなかったんですが、帰りがけ、大宜味小中学校の前を見たら横断幕が2つあって大変すがすがしい気持ちになりました。1つには、また、半分には辺土名高校のことも書かれていて、大変うれしかったです。今後とも、

ぜひああいうふうにご子供たちのために頑張って、たくさん横断幕が掲げられるようにやってください。ありがとうございました。では、質疑に入ります。

説明資料の22ページ、産業振興課長にお伺いします。6款1項9目シークワサー振興費、このシークワサー加工施設の空調機取替え4台とあるんですが、この4台はどの場所に設置されているものなのかお伺いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の御質疑にお答えします。

今回、室内機4台、室外機が1台の連携型のクーラーになっております。場所が農産物加工室のほうに4機入っているような状態です。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） これは268万4,000円と入っているんですけども、単純計算で4台だから、60何万円か1台当たりなるんですけども、本当にこの加工施設については前々からいろいろ機械の問題とか、重々議論はしてきているんですけども、本当にこの加工施設整備に対する費用が大変重なっている感じがするんですけども、この辺について、これは例えば指定、課長、協定書を持っています？協定書の3ページです。そこに指定管理業務の範囲ということであって、その9条の（2）加工施設の施設設備等の維持管理に関する業務ということであるんですが、そこの中の維持管理からする業務は、これは乙のほうやらなければいけないというふうになっているんですけども、その辺の管理の中の故障もあるのか。これは不可抗力によっては、負担は村がやるということを決められているわけですね。その辺の管理についてはどういうふうな、村と、施設と、取り決めというか、取り交わしをやられているのか。この協定書の6ページに、第21条に、乙は毎年度6月末までに当年度の翌年度に係る次の事業計画書を提出し、甲の確認を得なければならないという中に、指定管理業務に関する自主的な計画書とか、いろんな経営状況とか、こういうこともあって、あとは22条には加工施設の利用状況、運営状況とかいろいろあるわけですけども、こういったものもちゃんと提出されている中で、こういった修繕に伴うクーラーの取替えが起きてきているのか。その辺は確認取られているのかお聞きしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 議員の御質疑にお答えします。

まず、管理協定の21条の事業計画書、今年度はまだ提出されておられません。それと今回の部分が、協定の第15条の加工施設の改修等の修繕、そちらのほうは1件当たり50万円以上は大宜味村が見るという形になっていまして、今回のほうは躯体設備という考えで計上させていただいています。実際に平成17年の運用当時から設置されたクーラーという形で、大体16年以上経過したものであります。

○ 議長（平良嗣男） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 私もこれ、次に言おうとしたんですけども、15条の第4項に50万円以上は役場が負担しますと。50万円以下は加工施設側がやりますということなんですけども、これは以前にもこの問題でお話しした経緯があるんですが、話はちょっと戻りますけれども、先ほどの9条の中の（2）の加工施設の施設整備等の維持管理に関する業務というのは、この施設という考え方は、この施設の中にある機械設備とか、クーラー設備もみんなもちろん入っているということですよ。例えば、私が単純に考えた場合、村営住宅、これは入居するときにはクーラー入っていませんよね。それで入って自分で

買ってクーラーを入れて、故障した場合は自腹ですよね、こういう場合はね。もちろん入替える場合に、壁とか畳の入替は役場にしてもらおうんですけども、この施設に関してもクーラーという考えの中で、これはその業者が、乙の側がやるべきじゃないかというふうに思っているんですけども、個人的には、単純に考えて。だからその辺を考えて、もしかしてこの契約書とか協定書を見て、その会社は、この利用料金をいろんなその、ちょっと言葉悪いんですが、これをいろいろやって、修繕してもらったらというふうに考えているんじゃないかと思っております。例えば260幾らかですけども、使用料も260万円前後でしたよね。

（「今、金額が、今年度から変わっております」と呼ぶ者あり）

○ 1番（大城佐一） たしか、私が覚えているのは260万円としか覚えていないんですけども、変わっているなら変わっているでいいんですけども、そこももう少しきちんと、平成2年に10年契約しているものだから、土地は中身の、変更はできるのか。その辺のものとかいろいろもう少し変える必要があるんじゃないかと思っております。例えば今日、聞いたのが一番、例えばこれが、このクーラーが事務所とか、その修理が入っているかどうかを聞いたかったんですけども、今、工場の中の施設の中ということですので、これは協定書にはちゃんと事務所の空調は省くということであつたわけだから、そこを確認したかったんですけども、以前にはコピー代もみんな役場が払っているということだったので、その辺もう少し、この仕様書の中身を考えて、役場からの負担はできるだけないように、この業者がいろいろ持つような取組ができないのか。その辺をもう一度考え直して取り組みしていただきたいと思います。ちなみに、先ほどちょっと私語で言ったんですが、今年から変わったという金額とコピー代は今どうなっているのか。その辺をお願いしたいと思います。

○ 議長（平良嗣男） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（花田義徳） 使用料のほうは約140万円、コピー代に関しましては、こちらのほうの支払いは行っておりません。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） せっかくですので、本会議で聞きたいと思います。

先ほどの19ページ、シークワサー振興費の備品購入、財源内訳のその他の158万6,000円はどこから入っているのか説明を求めます。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） お答えします。

こちらは当初、シークワサー加工施設の使用料と、あと物品売払いの収入を中山間の基金のほうに積み立てて当初は計上していたんですけども、そちらを、積立金を減額して、その分、使用料と物品売払い金を今回の備品購入費に充当しております。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 基金ということでもいいですか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 財源としては使用料と売払い収入です。

○ 議長（平良嗣男） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） それだったら、使用料だったら一旦入ってくるわけだから、一般財源に入るんじゃないですか。

○ 議長（平良嗣男） 財務課長。

○ 財務課長（真喜志 亮） 使用料に充当しているために、財源内訳のところではその他のほうに表れてきております。

○ 議長（平良嗣男） 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、議長が言われたように、本会議で簡単に出てくるかなと思ったんですけども、きちんと説明ができるように予算委員会で説明していただきたいと思います。よろしく願います。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） 住民福祉課長にお尋ねします。

説明書の19ページをお願いいたします。ここに福祉センター検討会議とありますが、これについては、私が再三質問した総合福祉センターと関連する施設の検討会議ですか、お伺いします。

○ 議長（平良嗣男） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、総合福祉センターに関する位置の決定等の検討を行うための会議となっております。

○ 議長（平良嗣男） 4番 友寄景善議員。

○ 4番（友寄景善） これは3月は当初予算に入っていないくて、3月の一般質問で村長から前向きな答弁をいただきまして、いつ頃、目に見える形で予算が出るのかと思っておりまして、今回、6月に早々と出てきたことに対して、私は大変うれしく思いました。この総合福祉センターの検討会議のメンバーもこれからいろいろ選定して、正式に委嘱して議論、あるいは検討を深めていくことになると思いますが、この検討会議の中において、他の市町村のことを、いいところは取り入れてやることはもちろんいいですが、そっくりそのままとか、ほぼ他市町村と同じようなセンターの内容ではちょっと困りますので、やはりそこは大宜味村ならではの総合福祉センター、新しい形の福祉センター、大宜味村から日本全国に発信できるような新しい形の総合福祉センターを造る思いで、様々な角度から検討していただきたいと思います。期待しています。以上です。

○ 議長（平良嗣男） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第23号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につ

いては、委員会条例第7条第2項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思えます。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(平良嗣男) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議案第24号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第5 議案第24号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第24号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第24号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号 令和3年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第24号は、可決されました。

◎議案第25号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第6 議案第25号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第25号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第25号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(平良嗣男) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号 令和3年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(平良嗣男) 起立全員です。

したがって議案第25号は、可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(平良嗣男) 日程第7 全員発議により提出されました議案第26号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。6番 大城邦彦議員。

(6番 大城邦彦議員 登壇)

○ 6番(大城邦彦) 議案第26号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり地方自治法第120条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月16日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 仲井間宗利 友寄景善 大山美佐子 宮城良治 大城佐一 吉浜 覚

賛成者 安里重和

提案理由 議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護などの議員として活動するに当たっての諸要因に配慮するため、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から出産に係る産前・産後の欠席期間を規定するものである。また、請願者の利便性の向上を図るため、議会への請願手続きについて、請願者に一律に求めている押印の義務付けを見直し、署名又は記名押印に改める必要があるため、この案を提出する。

大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則

大宜味村議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第89条第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」

を「所在地」に、「押印しなければ」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印しなければ」に改める。

附則、この規則は、公布の日から施行する。以上です。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第26号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第26号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第26号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号 大宜味村議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって議案第26号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） 休憩します。

（午前10時37分）

○ 議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

◎諸般の報告

○ 議長（平良嗣男） これから諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に大城佐一議員、副委員長に宮城良治議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（平良嗣男） 以上で本日の日程は、全部終了しました。
本日は、これで散会します。
大変お疲れさまでした。

(午前10時42分)

令和3年第5回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和3年6月17日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和3年6月17日 午前11時00分)

閉 会 (令和3年6月17日 午前11時20分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 仲井間 宗 利

4 番議員 友 寄 景 善

5 番議員 大 山 美佐子

6 番議員 大 城 邦 彦

7 番議員 宮 城 貢

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 安 里 重 和

10番議員 平 良 嗣 男

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 大 嶺 実 主 任 前 田 望

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議 案 第 2 0 号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議 案 第 2 1 号	村営住宅短期貸付条例を廃止する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議 案 第 2 2 号	江洲地区農道整備工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
4	議 案 第 2 3 号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
5	意 見 案 第 2 号	戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

- 議長（平良嗣男） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

(午前11時00分)

◎議案第20号及び議案第21号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（平良嗣男） 日程第1 議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第2 議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例の2件について一括して議題とします。一括して総務常任委員会委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第97号
令和3年6月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

総務常任委員会
委員長 安里 重和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第20号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第21号	村営住宅短期貸付条例を廃止する条例	原案可決 全会一致

(安里重和総務常任委員会委員長 登壇)

- 総務常任委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第20号及び議案第21号までの2件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について、一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長及び住民福祉課長の出席を求め、6月16日午後2時30分からの審査予定を2時間45分繰り上げて午前11時45分から審査を行いました。

はじめに、議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正の主な内容としては、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免の特例について、令和3年度も引き続き減免を行うため、附則第15項の追加を行うものであります。併せて、用語の整理を行っています。

この条例は、公布の日から施行することとしております。

次に議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例について説明いたします。

大宜味村字喜如嘉750番地1の土地及び建物の権利の譲渡に伴い当該施設の管理を定める本条例を廃止する必要があるためであります。

村営住宅短期貸付条例を廃止する条例

村営住宅短期貸付条例（平成15年条例第5号）は、廃止する。

附則としてこの条例は公布の日から施行することとなっております。

議案第20号及び議案第21号については、質疑、討論はなく、いずれも全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第20号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第20号については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第21号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号 村営住宅短期貸付条例を廃止する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第21号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第22号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（平良嗣男） 日程第3 議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約について議題とします。

経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第98号

令和3年6月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城 貢

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第22号	江洲地区農道整備工事の請負契約について	可決 全会一致

（宮城 貢経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城 貢） ただいま議題となりました議案第22号について、経済建設常任委員会における審査の経過、及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長、及び産業振興課兼農業委員会事務局長の出席を求め、6月16日午後4時からの審査を3時間繰り上げて午後0時から行いました。

議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約について、説明いたします。

本件の目的は、本工事により農道整備をすることで、通作条件の改善、農作業効率の向上を図り農家の所得安定に寄与するものであります。

1 契約の目的 江洲地区農道整備工事、2 契約の方法 指名競争入札による契約、3 契約金額 金86,108,000円、4 契約の相手 大宜味村字白浜442-657。有限会社 山城建設、代表取締役 山城小代美。工事場所 大宜味村字白浜地内、東村字慶佐次地内。工事の概要は、農道整備工事L=1,321m。履行期限は、令和4年1月31日までとなっております。

議案第22号についての質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第22号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号 江洲地区農道整備工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第22号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第23号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第4 議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 9 9 号

令和3年6月17日

大宜味村議会議長 平良 嗣男 殿

予算審査特別委員会

委員長 大 城 佐 一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第23号	令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

（大城佐一予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（大城佐一） ただいま議題となりました議案第23号について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長及び関係課長等の出席を求め、6月16日午後1時30分からの審査予定を2時間40分繰り上げて午前10時50分から審査を行いました。

議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の3事業

①新型コロナウイルス感染拡大防止支援事業

②地域経済回復支援事業

③大宜味マイクロツーリズムクーポン事業による補正で、65,275千円の増額補正であります。

議案第23号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第23号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第23号 令和3年度大宜味村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって議案第23号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（平良嗣男） 日程第5 全員発議により提出されました意見案第2号 戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。5番 大山美佐子議員。

（5番 大山美佐子議員 登壇）

○ 5番（大山美佐子） 意見案第2号 戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和3年6月17日

大宜味村議会議長 平良嗣男 殿

提出者 大山美佐子 友寄景善 仲井間宗利 宮城 貢 大城邦彦 吉浜 寛 大城佐一 宮城良治

賛成者 安里重和

提案理由 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。また「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施するよう強く要求するため。

戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の

平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後76年を目前にした今でも戦没者の遺骨収集が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。よって本村議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

記

1、悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。

2、日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情に鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先、内閣総理大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄防衛局長、沖縄県知事、沖縄県議会議長。

御承認のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（平良嗣男） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（平良嗣男） 起立全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（平良嗣男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 戦没者の遺骨を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（平良嗣男） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（平良嗣男） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（平良嗣男） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和3年第5回大宜味村議会定例会を閉会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員